

福祉の概要

令和7年度

大府市社会福祉事務所

目 次

市の概要	1
福祉部・健康未来部・社会福祉事務所の事務分掌	2
福祉部・健康未来部・社会福祉事務所組織表	8
令和7年度一般会計歳入歳出予算	10
高齢者福祉	11
障がい（児）者福祉	20
児童福祉	29
母子・父子・寡婦福祉	36
生活困窮者支援（生活困窮者自立支援制度）	38
生活保護	40
福祉医療	42
民間福祉	45
戦傷病者・戦没者等遺族援護	54
資金の貸付	55
市内の福祉施設等	59
市内の福祉関係団体・大府市が管轄する社会福祉法人	65
手当等の一覧表	66
負担の軽減等一覧表	69
大府市福祉年表	72

市の概要

- 1 市制施行 昭和45年9月1日
- 2 地 勢 本市は、愛知県の中央よりやや西部、知多半島の根幹部に位置し、JR東海道線で名古屋駅から約15分と利便性が高く、高速道路網の整備も進んでいる地域です。
緩やかな丘陵や平地が断続する地形のため、平地は水田、自動車関連等の工場地帯をなし、丘陵地は住宅地、ぶどう等の果樹栽培、木の山芋・タマネギ等の野菜栽培等、近郊農業地帯をなしています。
- 3 シンボル 市の木：クロガネモチ、サクラ
市の花：クチナシ、ツツジ
- 4 特産物 木の山芋、ぶどう、ジャンボ梨、タマネギ、キャベツ等
- 5 人 口 93,112人（男 47,333人 女 45,779人）
(令和7年3月31日現在)
- 6 世帯数 41,138世帯（令和7年3月31日現在）
- 7 面 積 33.66km²（東西 6.5km、南北 7.0km）
- 8 位 置 東経 136° 54' ~137° 00' ・北緯34° 58' ~ 35° 03' dd

福祉部・健康未来部・社会福祉事務所の事務分掌

(※印は大府市社会福祉事務所処務規程による分掌事務)

福祉部

地域福祉課

福祉政策係

- 1 社会福祉の総合的な企画、調整、調査及び研究に関すること。
- 2 地域福祉の推進に関すること。
- 3 平和都市に関すること。
- 4 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関すること。
- 5 人権施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 6 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務の処理に関すること。
- 7 災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- 8 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関すること。
- 9 福祉団体に関すること。
- 10 大府市社会福祉協議会に関すること。
- 11 民生委員及び児童委員に関すること。
- 12 日本赤十字社に関すること。
- 13 同和対策に関すること。
- 14 地域福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。
- 15 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監督に関すること。
- 16 社会福祉法人等審査会に関すること。
- 17 地域包括ケアの推進に関すること。
- ※18 課の文書及び経理に関すること。
- ※19 その他課の庶務に関すること。

保護係

- ※1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費の支払に関すること。
- ※2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。
- 3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 4 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援の実施に関すること。

福祉まると相談室

- 1 福祉の総合的な相談に関すること。
- 2 相談業務（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 3 人権（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 4 おくやみ窓口に関すること。
- 5 ひきこもり支援に関すること。
- 6 終活支援に関すること。
- 7 遺贈及び寄附に関すること。
- 8 成年後見制度（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

- 9 高齢者及び障がい者の虐待防止に関すること。
- 10 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づくヤングケアラー施策の企画、調整、調査、啓発及び支援の実施に関すること。
- 11 ふれ愛サポートセンターの管理及び運営に関すること。
- ※12 室の文書及び経理に関すること。
- ※13 その他室の庶務に関すること。

ふれ愛サポートセンター

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例第2章及び第5章に定めること。

高 齢 障 が い 支 援 課

高 齢 福 祉 係

- ※1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。
- 2 高齢者施策の企画、調整、調査及び推進に関すること。
- 3 高齢者の相談及び支援に関すること。
- 4 認知症施策の企画、調整、調査及び推進に関すること。
- 5 在宅医療介護連携の推進に関すること。
- 6 成年後見制度に係る施策の企画及び調整に関すること。
- 7 高齢者の生きがい推進に関すること。
- 8 敬老事業に関すること。
- 9 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。
- 10 知多北部広域連合に関すること。
- 11 高齢者及び介護に関する団体及び事務所に関すること。
- 12 高齢者福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。
- 13 デイサービスセンターの管理及び運営に関すること。
- ※14 課の文書及び経理に関すること。
- ※15 その他課の庶務に関すること。

長 草 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー

大府市長草デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第2条に定めること。

障 が い 福 祉 係

- ※1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。
- ※2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。
- ※3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給決定等に関すること。
- ※4 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による福祉手当の支給決定等に関すること。
- ※5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める援護及び現業事務の処理に関すること。
- 6 障がい者施策の企画、調整、調査及び推進に関すること。
- 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。

- 8 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、大府市心身障がい者扶助料等の支給等に関する事。
- 9 障がい者に関する団体及び事業所に関する事。
- 10 障がい者の相談及び支援に関する事。
- 11 障がい者福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関する事。
- 12 障害福祉サービスの支給及び決定に関する事。
- 13 障害福祉サービス事業所等の指定及び指導監査に関する事。
- 14 手話の普及及び理解の促進に関する事。

保 険 医 療 課

福 祉 医 療 係

- 1 後期高齢者医療に関する事。
- 2 愛知県後期高齢者医療広域連合に関する事。
- 3 子ども医療費の助成に関する事。
- 4 障がい者医療費の助成に関する事。
- 5 母子家庭等医療費の助成に関する事。
- 6 精神障がい者医療費の助成に関する事。
- 7 課の文書及び経理に関する事。
- 8 その他課の庶務に関する事。

国 保 年 金 係

- 1 国民健康保険事業の調査及び統計に関する事。
- 2 国民健康保険団体連合会及び療養取扱機関に関する事。
- 3 国民健康保険の趣旨の普及に関する事。
- 4 国民健康保険税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関する事。
- 5 給付費、療養費等の給付に関する事。
- 6 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関する事。
- 7 国民年金の趣旨の普及に関する事。
- 8 国民年金被保険者の資格に関する事。
- 9 国民年金関係の届出及び申請の進達に関する事。
- 10 老齢福祉年金に関する事。

健康未来部

健 康 未 来 政 策 課

健 康 都 市 こ ど も 政 策 係

- 1 こども・子育て施策の総合的な企画、調整、推進及びPRに関する事。
- 2 こども計画の策定及び推進に関する事。
- 3 子ども会施策の企画及び調整に関する事。
- 4 健康都市施策の総合的な企画、調整、推進及びPRに関する事。
- 5 「健康都市おおぶ」推進会議に関する事。
- 6 健康都市連合に関する事。
- 7 健康経営の推進に関する事。

- 8 自死対策の企画及び調整に関すること。
- 9 地域医療連携の企画及び調整に関すること。
- 10 地域包括ケアの企画及び調整に関すること。
- 11 その他部の新規施策の企画及び調整に関すること。
- ※12 課の文書及び経理に関すること。
- ※13 その他課の庶務に関すること。

健康未来拠点整備室

- 1 児童福祉施設等の企画及び調整に関すること。
- 2 児童福祉施設等、石ヶ瀬会館、保健センター等の整備及び営繕に関すること。
- 3 室の文書及び経理に関すること。
- 4 その他室の庶務に関すること。

幼児教育保育課

保育係

- ※1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所への入所及び退所に関すること。
- 2 保育の指導計画に関すること。
- 3 保育士の研修に関すること。
- 4 保育料等の決定及び収納に関すること。
- 5 施設等利用給付の給付等に関すること。
- 6 私立幼稚園に関すること。
- 7 私立保育所に関すること。
- 8 認定こども園に関すること。
- 9 家庭的保育事業等に関すること。
- 10 認定保育室に関すること。
- 11 認可外保育施設の届出及び調査に関すること。
- 12 病児保育に関すること。
- 13 児童福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。
- 14 特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等の確認、指導監査等に関すること。
- 15 保育所の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。
- ※16 課の文書及び経理に関すること。
- ※17 その他課の庶務に関すること。

保育園

- 1 児童福祉法に定める保育の実施に関すること。
- 2 大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則等に定める保育運営、管理等に関すること。

こども若者支援課

こどもニュージェネ係

- ※1 児童福祉法に定める援護、育成及び現業事務の処理に関すること。
- ※2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成及び現業事務の処理に関すること。

- 3 児童の健全育成に関すること。
- 4 こども・子育て支援の推進に関すること。
- 5 子ども会の育成に関すること。
- 6 児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給等に関すること。
- 7 障がい児の通所支援における給付等に関すること。
- 8 障害児通所支援事業所の指定及び指導監査に関すること。
- 9 医療的ケア児に関すること。
- 10 こどもの貧困対策に関すること。
- 11 児童老人福祉センター及び児童センターの管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。
- 12 子どもステーションの管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。
- 13 発達支援センターの管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）並びに発達支援事業に関すること。
- 14 少年少女発明クラブに関すること。
- 15 若者の活躍の推進に関すること。
- 16 若者支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 17 青少年団体の指導及び育成に関すること。
- 18 保護司会及び更生保護女性会に関すること。
- 19 ひまわり委員に関すること。
- 20 社会を明るくする運動に関すること。
- 21 その他若者支援に関すること。
- 22 課の文書及び経理に関すること。
- 23 その他課の庶務に関すること。
- ※24 課の文書及び経理に関すること。
- ※25 その他課の庶務に関すること。

児 童 （ 老 人 福 祉 ） セ ン タ ー

大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則、大府市児童老人福祉センター等運営委員会規則等に定める指導、運営、管理等に関すること。

子 ど も ス テ ー シ ョ ン

大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例施行規則等に定める指導、運営、管理等に関すること。

発 達 支 援 セ ン タ ー

大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則等に定める発達支援等に関すること。

女 性 活 躍 推 進 室

- 1 女性活躍の推進に関すること。
- 2 男女共同参画施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 3 男女共同参画に資する団体及び婦人会の指導及び育成に関すること。
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。

- 5 その他男女共同参画に関する事。
- 6 石ヶ瀬会館の管理及び運営（整備及び営繕に関する事を除く。）に関する事。
- 7 室の文書及び経理に関する事。
- 8 その他室の庶務に関する事。

健康増進課

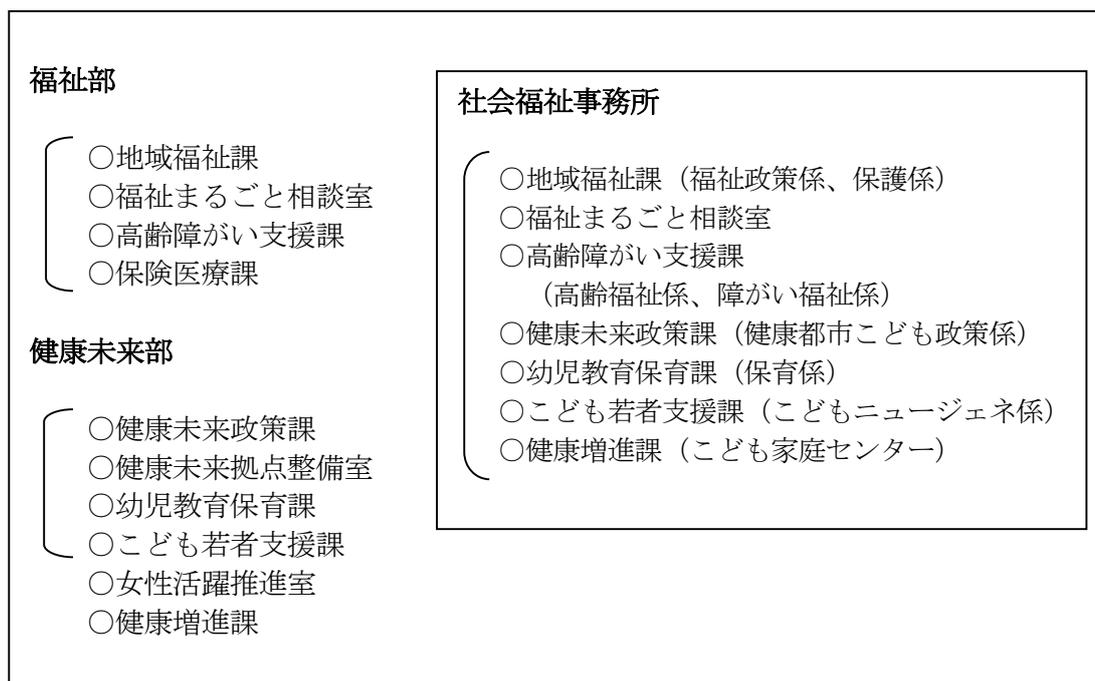
健康増進係

- 1 健康づくり関連事業に関する事。
- 2 成人保健事業に関する事。
- 3 精神保健事業に関する事。
- 4 介護予防事業に関する事。
- 5 母子保健事業に関する事。
- 6 感染症及び予防接種事業に関する事。
- 7 自死対策の推進に関する事。
- 8 保健センター（診療所機能を含む。）の管理及び運営（整備及び営繕に関する事を除く。）に関する事。
- 9 医療体制及び医療機関との連携に関する事。
- 10 献血推進事業に関する事。
- 11 保健衛生知識の普及に関する事。
- 12 衛生統計に関する事。
- 13 課の文書及び経理に関する事。
- 14 その他課の庶務に関する事。

こども家庭センター

- ※1 児童福祉法に定める助産施設及び母子生活支援施設への入所、退所及び保護に関する事。
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づく妊産婦及びこどもとその家庭に関する総合的な支援（健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を除く。）に関する事。
 - 3 母子健康手帳の交付に関する事。
 - 4 児童虐待防止に関する事。

福祉部・健康未来部・社会福祉事務所組織表（令和7年4月1日）



社会福祉事務所職員数 269人

《※ ①補佐は係人数に含む。②再任用及び月額会計年度任用職員も人数に含む。》

福祉部長 1（社会福祉事務所長兼務）

地域福祉課	12						
課長	1	福祉政策係	4	係長	1	主任	2
担当課長	1	保護係	6	係長	1	主任	2
						主事	1
						主事	2
							【生活困窮者自立支援員 1】
福祉まるごと相談室	10						
室長	1			主査	3	主任	1
						主事	1
							【相談支援包括化推進員 1、 ヤングケアラーコーディネーター 1】
ふれ愛サポートセンター	2			館長	1	主任	1
高齢障がい支援課	15						
課長	1	高齢福祉係	6	係長	1	主任	2
		障がい福祉係	8	係長	1	主任	2
						主事	1
						主事	4
							【認知症地域支援推進員 1、 在宅医療・介護連携拠点推進事業嘱託職員 1】
保険医療課	14						
課長	1	福祉医療係	5	係長	1	主任	2
		国保年金係	8	係長	1	主査	1
						主任	4
						主事	2
						主事	2

【 】内については月額会計年度任用職員

健康未来部長 1 (社会福祉事務所副所長兼務)

健康未来政策課 4

課長 1 健康都市子ども政策係 3 係長 1 主事 2

健康未来拠点整備室 4

室長 1 主査 1 技師 2

幼児教育保育課 1 1

課長 1 保育係 8 係長 1 主査 1 主任 3 主事 3
指導保育士 2

子ども若者支援課 1 1

課長 1 子どもニュージェネ係 9 係長 1 主査 1 主任 3 主事 3
指導保育士 1 【母子父子自立支援員 1】

女性活躍推進室 2

室長 1 主査 1

健康増進課 2 9

課長 1 健康増進係 1 9 係長 1 (事務)
担当課長 1 主任 1 1 (事務 2、保健師 9) 保健師 3
主事 4 (事務 2、管理栄養士 1、歯科衛生士 1)

子ども家庭センター 8

担当課長 1 係長 1 (社会福祉士) 主査 1 (保健師)
副主幹 1 (保育士) 主任 1 主事 1 (心理士)

【家庭児童相談員 1】【専任保健師 1】

保育園等

1 7 7 人

大府保育園	3 0	園長 1	園長補佐 2	2 6 (主任 16 保育士 10)	給食調理員兼用務員 1
桃山保育園	1 2	園長 1	園長補佐 1	9 (主任 6 保育士 3)	給食調理員兼用務員 1
柘山保育園	2 3	園長 1	園長補佐 2	1 9 (主任 11 保育士 8)	給食調理員兼用務員 1
北崎保育園	1 4	園長 1	園長補佐 1	1 0 (主任 3 保育士 7)	給食調理員兼用務員 2
追分保育園	1 5	園長 1	園長補佐 1	1 2 (主任 7 保育士 5)	給食調理員兼用務員 1
荒池保育園	2 6	園長 1	園長補佐 2	2 2 (主任 13 保育士 9)	給食調理員兼用務員 1
長草保育園	1 4	園長 1	園長補佐 1	1 0 (主任 5 保育士 5)	給食調理員兼用務員 2
吉田保育園	2 3	園長 1	園長補佐 2	1 9 (主任 11 保育士 8)	給食調理員兼用務員 1
若宮保育園	2 0	園長 1	園長補佐 2	1 6 (主任 10 保育士 6)	給食調理員兼用務員 1

1 2 人

大府児童老人福祉センター	2	館長 1 館長補佐 1
北山児童老人福祉センター	2	館長 1 館長補佐 1
共長児童センター	2	館長 1 児童厚生員 (短時間任用職員) 1
神田児童老人福祉センター	2	館長 1 館長補佐 1
神田児童老人福祉センター 北崎分館	0	(指定管理者制度導入のため)
東山児童老人福祉センター	0	(指定管理者制度導入のため)
共和西児童老人福祉センター	0	(指定管理者制度導入のため)
吉田児童老人福祉センター	2	館長 1 館長補佐 1
石ヶ瀬児童老人福祉センター	2	館長 1 館長補佐 1

6 人

子どもステーション 6 所長 1 所長補佐 1 児童厚生員 1 【3】

【 】内については月額会計年度任用職員

令和7年度一般会計歳入歳出予算

歳入

款	金額(千円)	構成比(%)	款	金額(千円)	構成比(%)
1市税	20,481,543	48.35%	12交通安全対策特別交付金	11,823	0.03%
2地方譲与税	228,840	0.54%	13分担金及び負担金	189,171	0.45%
3利子割交付金	9,000	0.02%	14使用料及び手数料	468,963	1.11%
4配当割交付金	165,504	0.39%	15国庫支出金	6,696,683	15.81%
5株式等譲渡所得割交付金	112,938	0.27%	16県支出金	2,981,242	7.04%
6法人事業税交付金	431,336	1.02%	17財産収入	206,242	0.49%
7地方消費税交付金	2,486,000	5.87%	18寄附金	1,600,180	3.78%
8自動車取得税交付金	1	0.00%	19繰入金	3,279,331	7.74%
9環境性能割交付金	75,002	0.18%	20繰越金	200,000	0.47%
10地方特例交付金	133,695	0.32%	21諸収入	1,662,506	3.92%
11地方交付税	75,000	0.18%	22市債	865,000	2.04%

歳入合計	42,360,000	100.00%
------	------------	---------

歳出

款	金額(千円)	構成比(%)
1議会費	265,235	0.63%
2総務費	6,089,428	14.38%
3民生費	16,955,682	40.03%
4衛生費	3,847,951	9.08%
5労働費	72,785	0.17%
6農林水産業費	343,178	0.81%
7商工費	2,890,470	6.82%
8土木費	4,773,221	11.27%
9消防費	1,546,618	3.65%
10教育費	4,460,558	10.53%
11公債費	1,014,874	2.40%
12予備費	100,000	0.24%
歳出合計	42,360,000	100.0%

人口一人当たり(円)	454,936	人口(人)	93,112
一世帯当たり(円)	1,029,705	世帯数	41,138

高 齢 者 福 祉

高齢者福祉の基本的理念は、老人福祉法で次のように謳われています。

- ・ 高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。
- ・ 高齢者は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するよう努めるものとする。
- ・ 高齢者は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

誰もが生き生きと活躍し、心豊かに安心して暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、令和6年11月に策定した「おおぶ生き生き幸齢者応援八策」に基づき、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、在宅福祉サービス、介護保険サービス、施設サービス等人生100年時代にふさわしい保健・福祉施策の推進に取り組むことで、健康寿命、貢献寿命の延伸を目指します。

1 高齢者人口の推移

(各年3月末日現在)

区 分	29		30		31	
	人数	人口比率	人数	人口比率	人数	人口比率
総人口	91,384	100.00	91,952	100.00	92,414	100.00
65歳～74歳	10,535	11.53	10,279	11.18	10,079	10.91
75歳～99歳	8,538	9.34	9,053	9.85	9,604	10.39
100歳以上	34	0.04	33	0.04	42	0.05
計	19,107	20.91	19,365	21.07	19,725	21.35
区 分	2		3		4	
	人数	人口比率	人数	人口比率	人数	人口比率
総人口	92,670	100.00	92,881	100.00	92,694	100.00
65歳～74歳	9,851	10.63	9,850	10.60	9,535	10.29
75歳～99歳	9,988	10.78	10,173	10.95	10,548	11.38
100歳以上	33	0.04	37	0.04	35	0.04
計	19,872	21.45	20,060	21.59	20,118	21.71
区 分	5		6		7	
	人数	人口比率	人数	人口比率	人数	人口比率
総人口	92,892	100.00	92,982	100.00	93,112	100.00
65歳～74歳	8,957	9.64	8,429	9.07	8,028	8.62
75歳～99歳	11,038	11.88	11,643	12.52	12,070	12.96
100歳以上	40	0.04	43	0.05	44	0.05
計	20,035	21.56	20,115	21.64	20,142	21.63

《参考》高齢化率の推移

(各年3月末日現在)

高齢化率	29	30	31	2	3	4	5	6	7
65歳以上 (%)	20.91	21.06	21.34	21.44	21.60	21.70	21.57	21.63	21.63
75歳以上 (%)	9.38	9.88	10.44	10.82	10.99	11.42	11.93	12.57	13.01

2 ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯数

(各年度4月1日現在)

年 度	3	4	5	6	7
ひとり暮らし高齢者 (人)	1,850	1,859	1,853	1,824	1,838
高齢者世帯 (世帯)	2,449	2,378	2,267	2,171	2,033

3 生きがい対策

(1) ゴールデンクラブおおぶの育成

いくつになっても人生を楽しみ、生きがいを持って過ごせるよう、おおむね60歳以上の方を対象に「ゴールデンクラブおおぶ」が結成され、小地域を単位に活動しています。本クラブでは、教養の向上、健康づくり、レクリエーション活動や地域交流などを通じ、仲間とともに充実した時間を過ごすことができます。市では、本クラブを幸齢者の外出促進や社会参加のための重要な社会資源と位置付け、民間企業との連携を含む多様な支援を行い、その活性化を図っています。

ゴールデンクラブおおぶ 数と会員数

(各年度4月1日現在)

年 度	3	4	5	6	7
単 位 ク ラ ブ 数	71	68	67	67	66
会 員 数 (人)	3,775	3,451	3,297	3,213	3,084
60歳以上に対する割合 (%)	15.7	14.3	13.6	13.1	12.5

(2) 老人福祉施設の運営

高齢者の生きがい活動や、児童とのふれあいの場として、老人福祉施設の運営を行っています。

利用者数

(各年度3月末日現在)

年 度	2	3	4	5	6
施設名					
大府児童老人福祉センター	9,964	10,797	13,190	26,047	27,610
神田児童老人福祉センター	2,578	2,431	2,845	3,018	3,381
神田児童老人福祉センター 北崎分館	4,448	4,602	5,839	12,852	19,254
東山児童老人福祉センター	5,312	6,111	7,709	8,459	9,282
共和西児童老人福祉センター	5,111	5,639	7,180	7,527	7,416
吉田児童老人福祉センター	4,089	5,017	5,476	6,016	5,576
石ヶ瀬児童老人福祉センター	6,341	8,047	10,268	12,083	14,100
北山児童老人福祉センター (北山老人憩の家(※)を含む)	2,670	3,016	4,756	5,052	5,213

※平成29年度から指定管理による管理運営から、委託(さわやか愛知)による管理運営に変更

※令和7年10月から、各「児童老人福祉センター」の名称を「こども幸齢者交流センター」へ変更します。

(3) 温水プール・温泉等利用料金助成券の発行

65歳以上の高齢者が温水プールや温泉等を利用するときの利用料の一部（200円）を助成する券の発行を行っています。

利用者数

（各年度3月末現在）

年 度	2	3	4	5	6
住友重機械温水プール （東部知多温水プール）	2,790	3,289	3,885	4,450	5,436
げんきの郷 めぐみの湯 （H17.4～）	13,660	14,361	14,159	14,005	13,389
あいち健康プラザ 温泉・プール（H18.7～R2.9） トレーニング施設（H19.4～）	1,166	588	669	838	924
愛三文化会館 （大府市勤労文化会館） トレーニングルーム（H21.4～）	1,392	2,408	2,350	2,883	2,303
計	19,008	20,646	21,063	22,176	22,052

※住友重機械温水プール（東部知多温水プール）は令和2年度から200円補助

※住友重機械温水プール以外は令和5年度から200円補助（従来は150円補助）

(4) ふれあいパス70の発行

70歳以上の高齢者に、市循環バス無料券（ふれあいパス70）の発行を行っています。

発行者数

（各年度3月末現在）

年 度	2	3	4	5	6
交付人数（人）	384	472	1,225	1,248	1,157
対象者への郵送数（プッシュ型）（人）	-	-	741	828	723

※対象者への郵送（プッシュ型）を令和4年から開始

(5) 高齢者タクシー料金の助成

高齢者の外出支援を促進し、介護予防や介護度の重度化を防ぐことを目的として、タクシー料金の初乗り料金の助成を実施しています。（対象：85歳以上の高齢者）

利用者数

年 度	2	3	4	5	6
実利用者数（人）	-	-	-	-	248
延利用枚数（枚）	-	-	-	-	653

※令和6年度は6月開始

(6) シルバー人材センター

長年の経験や能力を生かして、働きたいと望む60歳以上の人に生きがいと就労の場を提供しています。

会員数及び入会率

（各年度4月1日現在）

年 度	3	4	5	6	7
会員数（人）	647	643	644	635	651
入会率（%）	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6

※入会率・・・会員数/60歳以上の人口

(7) サロンの設置・運営支援

高齢者をはじめとする地域住民の集いの場としてのサロンの設置及び運営に対する支援をしています。令和3年度からは、食を通じて世代を超えた地域のつながりをつくるため、全世代型サロ

ンに対する支援を開始しました。

サロン数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
ふれあいサロン数 (か所)	127	129	129	121	129
常設サロン数 (か所)	8	8	9	8	8
全世代型サロン (か所)	—	3	4	5	8

4 要援護高齢者対策

(1) 寝具のクリーニング・乾燥

65歳以上の低所得世帯のねたきり高齢者や虚弱なひとり暮らし高齢者に対し、毎月寝具のクリーニングサービスをしています。

利用状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
実利用者数 (人)	6	7	6	7	2
延利用枚数 (枚)	42	60	82	23	6

(2) 養護老人ホーム等での短期入所 (ショートステイ)

病気や冠婚葬祭等の事情により、一時的に家庭で高齢者の世話ができなくなった場合に、当該高齢者を養護老人ホームの空きベッドを利用して世話をしてもらうことができます。

利用状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
延利用回数 (回)	0	1	0	0	0
延利用日数 (日)	0	1	0	0	0

(3) 配食サービス

ひとり暮らし高齢者等を対象に夕食を配達し、安否確認を行っています。食事代は実費負担です。

利用状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
利用世帯数 (世帯)	88	87	95	99	102
延利用食数 (食)	23,265	23,458	23,186	27,004	28,240

(4) 福祉電話の貸与

電話のないひとり暮らしの高齢者等に対して、生活上の相談、助言等をするとともに地域社会との交流を深められるように福祉電話を貸与しています。

設置数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
貸与世帯数 (件)	1	1	1	0	0

(5) 電話家庭訪問

自分で電話を設置しているひとり暮らし高齢者で、日頃話し相手がいなくて淋しい方や、病弱で日々の安否の確認が必要と思われる方のうち、希望者に週2回電話で家庭訪問を行っています。

利用者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
利用世帯数 (件)	3	3	2	1	1

(6) 理美容サービス

理髪店や美容院に行くことができないねたきり高齢者の家庭に理美容業者が出向き、調髪を行います。

利用状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
申請者数 (人)	46	75	69	52	45
延利用件数 (件)	104	106	84	62	46

(7) 住宅改修助成事業

要介護・要支援認定を受けている方の住宅改善に要した費用に対し、10万円(同居されている方に市民税課税の方がいる場合)又は40万円(同居されている方に市民税課税の方がいない場合)を限度に助成します。介護保険制度と併用できます。

助成件数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
利用件数 (件)	51	50	40	49	51

(8) 緊急通報装置の設置、相談

虚弱なひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、緊急通報装置を設置して24時間体制で緊急時の受信や通報及び相談業務をしています。

設置台数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
設置台数 (台)	99	88	83	75	72

(9) 認知症高齢者見守り・捜索支援サービス事業

GPSを活用した位置情報探索端末機等の初期費用の補助を行うことにより、端末を所持している認知症高齢者が所在不明になった際に、家族等が位置情報を知ることができます。

利用者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数 (人)	-	-	-	2	3
貸与者数 (人)	22	23	14	7	6

(10) 家族介護用品支給事業

要介護4又は5と認定された高齢者等を在宅で介護している方で、世帯員全員が市民税非課税世帯に属する方に、紙オムツや使い捨て手袋等の介護用品購入券を支給しています。

利用者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
実利用者数 (人)	12	10	11	8	6

(11) リフト付福祉タクシー料金の助成

要介護3、4又は5と認定された高齢者で、介護保険施設や医療機関に入所・入院していない方に対して、外出支援と経済的負担を軽減するためにリフト付福祉タクシー料金の助成券を支給しています。

利用者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
実利用者数 (人)	179	179	165	166	147
延利用枚数 (枚)	1,056	1,141	1,079	943	911

(12) 家具転倒防止器具取付け事業

地震などの災害対策として、ひとり暮らし高齢者を対象に無料で家具の固定を行います。(金具4個以内)

利用者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
実利用者数 (人)	5	4	7	2	5

(13) 軽度生活援助事業 (ねこの手サービス)

75歳以上のひとり暮らし世帯又は75歳以上の方だけで暮らしている世帯の日常生活の困りごとについて、軽度な援助を受けられる利用券を発行しています。利用券1枚で30分のサービス(有料)が受けられます。

利用状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
実利用者数 (人)	157	183	188	199	160
延利用枚数 (枚)	1,516	1,810	2,017	2,364	2,278

※令和6年度まで利用券1枚で1時間のサービス。令和7年度から1枚で30分のサービスに変更

5 老人保護措置

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により家庭で生活することが難しい65歳以上の方を、入所措置しています。

措置状況

(各年度4月1日現在)

施設名 (人)	年 度	3	4	5	6	7
西尾苑		1	0	0	0	0
高浜安立		1	1	1	1	1
東和荘		1	1	2	2	2
東海福寿園		4	4	3	3	2
瀬古第二マザー園		0	0	0	0	0
養護盲老人ホーム福寿園		1	0	0	0	0
半田養護老人ホーム Link		0	0	0	0	0
計		8	6	6	6	5

6 敬老行事

(1) 敬老金の支給

多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し感謝の意を表するとともに、その長寿を祝い、敬老金を支給しています。

支給者数

(各年度3月末現在)

年 齢 別	年 度	2	3	4	5	6
数え88歳 (人)		332	396	407	416	460
数え99歳 (人)		47	38	31	41	33
数え100歳 (人)		20	35	25	22	30
満100歳以上 (人)		41	42	44	43	46
計		440	511	507	522	569

※平成17年度は数え歳と満年齢とも対象、平成18年度から数え歳のみが対象

※平成29年度からは数え80歳を対象外、数え100歳を対象

(2) 金婚・ダイヤモンド婚を祝う会

結婚後50年（金婚）、60年（ダイヤモンド婚）を迎えた夫婦をお祝いしています。

参加者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
金婚（組）	62	48	54	56	51
ダイヤモンド婚（組）	24	24	34	25	35

(3) いきいき幸齢者フェスタの開催（令和5年度から）

75歳以上の方を対象に、自らの生活意欲を高めるよう積極的に社会参加をしている幸齢者を敬い、高齢者の生きがいづくり及び社会参加を促進させるため、いきいき幸齢者フェスタを開催しています。

参加状況

年 度	2	3	4	5	6
対象者（人）	0	0	0	11,659	12,235
参加者（人）	0	0	0	1,055	933

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、令和3・4年度は台風の接近に伴い中止

7 介護保険事業

65歳以上の方で、介護や支援が必要となった場合、又は40歳から64歳までの方で、国が定める疾病（特定疾病）が原因で介護や支援が必要となった場合に申請し、認定を受けて介護サービスを利用することができます。

(1) 要支援・要介護認定者数

(各年度3月末現在)

介護度 年度	要支援（人）		要介護（人）					計
	1	2	1	2	3	4	5	
2	311	568	616	671	461	419	318	3,364
3	321	570	629	680	480	443	310	3,433
4	314	599	587	688	487	455	304	3,434
5	373	653	591	667	519	471	303	3,577
6	393	688	647	718	512	460	295	3,713

(2) 地域包括支援センター

高齢者や、その家族の方などから様々な相談を受け付け、高齢者一人ひとりに合わせた生活支援、権利擁護、サービス利用の調整・プラン作成等を行っています。

平成23年度から大府市ふれ愛サポートセンター（スピカ）内に基幹センターを設置し、市社会福祉協議会が運営しています。

相談件数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
延相談件数（件）	13,407	10,667	11,011	10,107	9,822

(3) 認知症介護家族支援プログラム

「認知症の人と家族の会 愛知県支部」が開発した「家族支援プログラム全6回」に基づき、認知症の人を介護する家族が、参加者同士で交流しながら、認知症の知識や適切な介護方法、介護保険サービスの利用方法等を学ぶ講座を、隔年で開催しています。

参加状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
参加実人数 (人)	なし	11	なし	11	なし
参加延人数 (人)	なし	59	なし	58	なし

(4) おおぶ・あったか認知症カフェ登録事業

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加でき、集う場である認知症カフェの設置を促進するために実施します。

登録数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
登録カフェ数 (か所)	7	7	8	9	9

8 高齢者虐待防止事業

高齢者・障がい者虐待防止センター（ふれ愛サポートセンター（スピカ）内）で高齢者の虐待に関する通報、届出、相談に対応しています。また、虐待防止のための啓発活動を実施しています。

対応件数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
虐待対応件数 (件)	35	32	40	29	43
相談件数 (件)	35	29	34	35	38

※年度内新規分のみ計上（継続分は除く。）

9 成年後見制度利用助成

令和3年度までは知多管内市町共同でNPO法人知多地域権利擁護支援センターに委託していましたが、令和4年4月から市に中核機関（大府市成年後見センター）を単独で設置し、財産管理が困難な認知症高齢者、知的障がい及び精神障がい等で親族がいない方を対象に、成年後見などの市長申立てを行うほか、必要に応じて申立て費用や後見人等の報酬を助成しています。

申立て件数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
市長申立て延件数 (件)	5	2	3	3	6

10 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援をする認知症サポーターを養成しています。

養成状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
養成講座開催回数 (回)	19	66	39	36	28
サポーター養成者数 (人)	497	3,482	1,971	1,878	2,033
累計サポーター数 (人)	16,253	19,735	21,706	23,584	25,617

11 おおぶ・あったか見守りネットワーク

(1) メールマガジンへの登録

認知症の方やひとり暮らし高齢者の方を支援するため、行方不明者捜索の協力依頼や、認知症関連の研修会等の案内、詐欺・悪質商法の情報提供などを行うメールマガジンを配信しています。

登録者数

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
メールマガジン登録者数 (人)	901	1,058	1,137	1,182	790

※令和6年度中にメール配信ソフトの更新があり、使用されていないアドレスを削除

(2) 認知症高齢者等事前情報登録・個人賠償責任保険

認知症若しくは認知症の疑いのある方又は障がい者手帳をお持ちの方で、行方不明になる可能性のある方の情報を事前に市に登録します。登録者のうち、認知症又は認知症の疑いのある方について、希望者は個人賠償責任保険に加入することができます。また、令和6年9月から事前登録者に対して、認知症ヘルプマークを配布しています。

登録状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
事前情報登録者数（人）	78	83	106	102	124
個人賠償責任保険加入者数（人）	77	82	100	93	115

12 大府もの忘れ検診

認知症の早期発見・早期対応を推進するため、令和6年10月から65歳以上の方に対して、大府市医師団に所属するかかりつけ医や国立長寿医療研究センター等の協力のもと、1次検査と2次検査を実施しています。

登録状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
1次検査受診者数（人）	—	—	—	—	41
2次検査受診者数（人）	—	—	—	—	13

13 大府市医療・介護ネットワーク「おぶちゃん連絡帳」

平成26年1月から平成27年3月まで、在宅医療連携拠点推進事業(県モデル事業)を実施し、大府市在宅医療・介護連携推進会議において検討し、多職種連携のための情報共有ICTツールとして、大府市医療・介護ネットワーク「おぶちゃん連絡帳」が平成27年2月から稼働しています。

利用状況

(各年度3月末現在)

年 度	2	3	4	5	6
登録施設数（か所）	169	177	184	190	204
利用者数（人）	390	457	501	545	580
支援対象者数（人）	206	234	329	432	691
情報共有の連絡数（件）	3,676	4,719	6,157	8,262	13,886

障 がい（児） 者 福 祉

障がい（児）者施策は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を重視して、着実に進められているところです。今後は障がい（児）者の社会参加・参画をより実質的なものにするために、社会参加を制約している諸要因を除去することと、障がい（児）者自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。

平成14年度から、精神障がい者について、従来、県が行ってきた業務のうち、通院医療費公費負担制度や精神障害者保健福祉手帳の申請窓口、福祉サービスの利用に関すること等が市町村へ移管されました。

また、平成18年4月からは障害者自立支援法が一部施行され、サービス利用にかかる利用者負担が原則1割となりました。10月からは新しい体系によるサービスが開始され、全ての障がい（身体・知的・精神）を一元化し、共通したサービスが受けられるようになりました。相談支援事業、コミュニケーション支援事業を始めとする地域生活支援事業は市が責任を持ち、実施しています。施設の新体系への移行も平成23年度までに完了しました。さらに、平成22年12月には障害者自立支援法が改正され、利用者負担を原則として応能負担にする、発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを法文上明記するといった改正が行われました。

一方、平成23年8月には、障害者権利条約の批准に必要な法整備の一環として障害者基本法が改正されました。障がい者の定義が見直されたほか、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現が目的に掲げられました。

平成25年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称「障害者総合支援法」）が一部施行され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの対象とすることになりました。平成26年4月には障害程度区分が障害支援区分に改められ、重度訪問介護の対象者が拡大され、共同生活介護が共同生活援助に一元化されました。

平成28年4月には、国・地方公共団体や事業所等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、障害を理由とする差別の解消を推進するために、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）が施行されました。

本市では、令和2年4月に、手話が言語であることと手話を使うろう者への理解を進めるために、大府市手話言語条例を施行し、令和4年3月には、障がい者のコミュニケーションを支援するために、大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を施行しました。

<障がい者とは>

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。社会的障壁とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

（障害者基本法（昭和45年法律第84号））

1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者の福祉を増進する各種の福祉措置が講じられています。それらのサービスが受けやすいように本人又は保護者の申請により手帳が交付されます。

(1) 身体障害者手帳

肢体不自由、視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、HIV感染による免疫機能障がい、障がいの程度により1級～6級までの手帳が交付されます。

手帳所持者の推移

(各年度4月1日現在)

①障がい別

() 内は18歳未満の手帳所持者数・内数

総数 (人)						
種別 年度	肢体	視覚	聴 覚 平衡機能	音声・言語 そしゃく	内部	合計
3	1,165 (46)	118 (3)	276 (13)	29 (1)	777 (9)	2,365 (72)
4	1,139 (46)	112 (4)	284 (11)	29 (1)	778 (9)	2,342 (71)
5	1,121 (46)	116 (4)	279 (11)	29 (1)	782 (10)	2,327 (72)
6	1,117 (45)	117 (5)	292 (10)	31 (1)	807 (9)	2,364 (70)
7	1,102 (43)	131 (4)	302 (12)	32 (1)	844 (10)	2,411 (70)

②等級別

() 内は18歳未満の手帳所持者数・内数

総数 (人)							
等級 年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
3	661 (33)	356 (13)	483 (17)	565 (3)	127 (1)	173 (5)	2,365 (72)
4	666 (31)	359 (14)	472 (13)	542 (5)	125 (3)	178 (5)	2,342 (71)
5	665 (30)	366 (18)	466 (11)	523 (5)	124 (2)	183 (6)	2,327 (72)
6	687 (28)	372 (18)	471 (11)	522 (6)	122 (1)	190 (6)	2,364 (70)
7	726 (28)	369 (14)	475 (15)	517 (6)	125 (1)	199 (6)	2,411 (70)

(2) 療育手帳

知的障がいの程度により、重度 (A) 中度 (B) 軽度 (C) の手帳が交付されます。

手帳所持者の推移

(各年度4月1日現在)

区分 年度	総数 (人)				(内) 18歳未満 (人)			
	A	B	C	計	A	B	C	計
3	238	186	290	714	80	55	119	254
4	251	195	300	746	85	59	131	275
5	258	201	311	770	90	59	135	284
6	264	205	329	798	87	58	151	296
7	266	218	327	811	82	62	133	277

A : IQ35以下 B : IQ36～50 C : IQ51～75

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい の程度により 1 級～ 3 級までの手帳が交付されます。
手帳の所持者数 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	区分	総数 (人)			計
		1 級	2 級	3 級	
3		96	502	241	839
4		108	537	251	896
5		101	540	269	910
6		109	632	301	1,042
7		105	640	305	1,050

(4) 自立支援医療受給者証 (精神通院) の交付

精神疾患に係る通院医療費の一部を公費で負担する制度です。
受給者証交付件数 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	3	4	5	6	7
交付数 (件)	1,564	1,554	1,893	1,767	2,196
うち新規交付数 (件)	185	266	340	269	361

※平成 18 年度からは障害者自立支援法による自立支援医療として、受給者証 (精神通院) 交付件数を計上 平成 18 年度より障害者自立支援法に移行

2 障害福祉サービス

障害者総合支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い、障がい者 (身体障がい・知的障がい・精神障がい)・障がい児に対して福祉サービスを受けるために要する費用を支援するものです。市は、申請者の希望や障害支援区分等に基づきサービスの内容と量を決定し、受給者証を交付します。

(1) 訪問系サービス (利用者実人数)

(各年度 3 月末現在)

年度	区分	居宅介護 (人)	行動援護 (人)	重度訪問介護 (人)	同行援護 (人)	重度包括支援 (人)
2		88	11	6	7	0
3		86	12	7	6	0
4		86	12	7	6	0
5		84	13	6	6	0
6		87	16	6	6	0

(2) 日中系サービス (利用者実人数)

(各年度 3 月末現在)

年度	区分	生活介護 (人)	療養介護 (人)	就労継続支援 (A・B) (人)	就労移行支援 (人)	就労定着支援 (人)
2		152	4	161	20	9
3		154	4	166	17	9
4		159	5	175	15	12
5		157	6	202	16	20
6		165	6	226	20	15

※就労定着支援は平成 30 年 4 月に創設

(3) 居住系サービス（利用者実人数）

（各年度3月末現在）

区分 年度	共同生活援助 (グループホーム) (人)	施設入所 支援 (人)	短期入所 (人)
2	65	20	13
3	78	22	13
4	87	21	13
5	93	22	18
6	102	20	20

(4) 児童通所系サービス（利用者実人数）

（各年度3月末現在）

区分 年度	児童発達支援 (人)	放課後等デイ サービス (人)	保育所等訪問 支援 (人)
2	87	183	30
3	91	224	35
4	78	264	32
5	111	281	32
6	124	266	17

3 在宅福祉

(1) 補装具の交付、修理

身体障害者手帳を所持している人が、日常生活や仕事を行う上で、その障がいを補完・代替するために必要な福祉用具（補装具）の交付・修理を行います。

○補装具の種類 義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼、補聴器、車いす等

交付・修理件数

（各年度3月末現在）

区分 年度	義肢 (件)	装具 (件)	眼鏡 (件)	補聴器 (件)	車いす (件)	その他 (件)	計 (件)
2	10 (0)	17 (5)	5 (1)	64 (22)	19 (11)	35 (19)	150 (58)
3	14 (2)	18 (5)	1 (0)	49 (13)	37 (16)	36 (28)	155 (64)
4	6 (2)	21 (0)	1 (0)	43 (6)	28 (14)	19 (11)	119 (33)
5	10 (2)	24 (4)	2 (1)	55 (14)	30 (11)	24 (16)	145 (48)
6	9 (2)	14 (1)	1 (1)	61 (16)	22 (7)	26 (15)	133 (42)

() 内は障がい児の内数

(2) 軽度・中等度難聴児支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象として、児童の発達を支援するために補聴器の購入、修理の費用の一部を助成します。

交付・修理件数 (各年度3月末現在)

区分 年度	購入 (件)	修理 (件)	計 (件)
3	6	3	9
4	6	6	12
5	4	7	11
6	2	7	9

(3) 地域生活支援事業

平成18年10月から、国の事業として行っていた移動支援や日帰りの短期入所（日中一時支援に名称変更）、日常生活用具給付事業等が市の事業となりました。利用者が福祉サービスを受けるために係る費用を支援します。

① 移動支援

障がいのある方で移動が困難な方に対して、社会参加の一環として外出時の支援を行います。

(通勤・通学等長期的な支援及び通院時の支援は対象外)

実利用者数

(各年度2月末までの利用者)

障がい 種別 年度	身体障がい (人)	知的障がい (人)	精神障がい (人)	児童 (人)	計 (人)
2	16	91	10	19	136
3	16	86	7	21	130
4	16	86	6	18	126
5	15	107	7	16	145
6	18	96	6	14	134

② 日中一時支援

日中の居場所の提供や家族の介護負担の軽減を目的に日帰りでの支援を行います。

実利用者数

(各年度2月末までの利用者)

障がい 種別 年度	身体障がい (人)	知的障がい (人)	精神障がい (人)	児童 (人)	計 (人)
2	0	11	1	21	33
3	0	9	0	25	34
4	0	11	0	21	33
5	0	12	0	24	36
6	0	18	0	22	40

③ 相談支援事業

障がい（児）者の方々の方々の生活や福祉サービスの利用、権利擁護等に関する相談に応じます。

市内2か所の障がい者相談支援センター、発達支援センターおひさま及び市内4か所の通所施設で対応していましたが、平成23年度からふれ愛サポートセンタースピカ内の障がい者相談支援センター及び市内4か所の通所施設で、平成28年度からは、ふれ愛サポートセンタースピカ内の障がい者相談支援センターのみで行っています。

相談件数（延べ件数）

（各年度3月末現在）

年度	2	3	4	5	6
相談件数（件）	10,808	13,721	13,858	14,160	14,885

④ 日常生活用具の給付

在宅の障がい児・者が自分の力で日常生活を営めるよう、生活用具を支給します。

日常生活用具の主な種類

介護・訓練支援用具：特殊寝台・特殊マット・入浴担架等

自立生活支援用具：自動消火器・聴覚障がい者用屋内信号装置・頭部保護帽等

在宅療養等支援用具：透析液加温器・電気式たん吸引器・ネブライザー等

情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用拡大読書器・聴覚障がい者用通信装置・点字器等

排泄管理支援用具：ストマ用装具・紙おむつ・収尿器等

各品目の給付件数

（各年度3月末現在）

品目	年度	2	3	4	5	6
介護・訓練支援用具（件）		4 (0)	9 (2)	5 (2)	5 (0)	5 (0)
自立生活支援用具（件）		14 (5)	13 (5)	14 (4)	6 (2)	10 (2)
在宅療養等支援用具（件）		18 (5)	15 (3)	8 (2)	11 (2)	15 (4)
情報・意思疎通支援用具（件）		9 (1)	6 (1)	5 (1)	8 (1)	3 (1)
排泄管理支援用具（件）		1,450 (136)	1,461 (165)	1,479 (170)	1,442 (104)	1,532 (191)
合計		1,495 (147)	1,504 (176)	1,511 (179)	1,472 (109)	1,565 (198)

※（ ）内は障がい児の内数

⑤ コミュニケーション支援事業

手話又は要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚・音声言語機能障がい者に対して、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。

手話通訳者・要約筆記者の派遣件数

（各年度3月末現在）

年度	2	3	4	5	6
手話通訳者（件）	42	59	59	41	31
要約筆記者（件）	2	9	5	9	8

⑥ 訪問入浴サービス事業

家庭において長期にわたって入浴できない重度の身体障がい者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。

利用状況

（各年度3月末現在）

年度	2	3	4	5	6
利用者数（人）	10	7	7	8	7
利用回数（回）	495	471	477	424	509

⑦ 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者が自立した生活や社会活動への参加あるいは就労等に伴い自動車を改造する場合に、これに要した費用の一部を助成します。

助成状況

（各年度3月末現在）

年度	2	3	4	5	6
助成件数（件）	1	1	4	0	4

⑧ 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が自立した生活や社会活動への参加あるいは就労等に伴い免許を取得した場合に、これに要した費用の一部を助成します。

助成状況

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
助成件数 (件)	1	4	3	2	3

(4) 理美容サービス

重度の障がい者の家庭に年6回理美容業者が出向き、理髪サービスを行うとともに介護者に調髪技術の指導をします。

利用状況

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
決定者数 (人)	14	12	15	12	11

(5) 寝具のクリーニング

家庭にいる重度の心身障がい者 (児) に対し、健全で安らかな生活を営んでもらうため毎月寝具のクリーニング・乾燥を行っています。

利用状況

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
利用者数 (人)	0	0	0	0	0

(6) 声の広報の貸出し

大府市社会福祉協議会から視覚障がい者を対象に月2回、ボランティアを通して「広報おおぶ」をCDに吹き込み、郵送しています。

(7) 盲人用CDの無料配送

大府市社会福祉協議会から視覚障がい者を対象に月2回、ボランティアを通して新聞の家庭欄の話題をCDに吹き込み、郵送しています。

(8) 住宅改善事業の助成

在宅の重度障がい者の住宅を改善する経費を助成しています。

助成件数

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
件数 (件)	0	3	0	1	2

(9) 福祉タクシー料金助成

重度の障がいをもつ人の社会参加を促進するために、タクシーの初乗料金の助成をしています。

福祉タクシー 利用者数

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
交付者数 (人)	92	122	122	121	111
利用件数 (件)	877	869	741	718	717

リフト付き福祉タクシー 利用者数

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
交付者数 (人)	5	9	9	12	11
利用件数 (件)	38	50	39	54	53

(10) 自立支援医療（更生医療）

身体の障がいをもつ人が、その障がいの軽減・除去に必要な医療を指定医療機関で行った時に、かかる医療費の一部を公費で負担しています。給付の対象は、腎臓機能障がいの血液透析、心臓機能障がい、肢体不自由の手術・治療等となっています。

受給者数

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
人数(人)	162	143	180	197	143

※平成18年4月から、障害者自立支援法による自立支援医療（更生医療）として実施

(11) 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の人の障がいを未然に防ぐため、その症状の軽減・除去に必要な医療を指定医療機関で行った時に、かかる医療費の一部を公費で負担しています。給付の対象は、心臓機能障がい、肢体不自由の手術・治療、口唇口蓋列の歯科矯正治療等となっています。

受給者数

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
人数(人)	26	18	24	44	13

※平成25年4月から、愛知県からの権限移譲により実施

4 手当の支給等

心身に障がいがある人の生活安定の一助となるよう手当を支給しています。

(1) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

在宅の重度障がい者で著しい障がいのために特別な介護を常時必要とする人に支給しています。

支給者数

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
人数(人)	99	102	104	107	110

(2) 在宅重度障害者手当

在宅の重度障がい者で常時介護を必要とする身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A判定をはじめとする重度の障がいをもつ人に支給しています。

支給者数

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
人数(人)	678	689	690	689	687

(3) 心身障がい者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人又は介護保険の要介護認定で要介護4、5に認定された人に支給しています。

支給者数

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
人数(人)	3,696	3,675	3,792	3,908	4,049

(4) 特定疾病り患者扶助料

特定疾患医療給付受給者票の交付を受けている人、小児慢性特定疾患医療券の交付を受け医療費の給付を受けている人等に支給しています。

支給者数

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
人数(人)	260	263	253	266	275

(5) 特別児童扶養手当

重度または中度の心身障がい児（20歳未満）を監護養育している人に支給しています。

支給状況

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数（人）	149	162	172	166	165

5 発達支援センター

(1) おひさま（旧大府学園）

障がいや発達の弱さを持つ幼児に、日々療育をするなかで身辺自立やことばなど発達の弱さを是正する働きかけを繰り返し、こどもの成長につなげています。

早期発見、早期治療の役割を担う施設として、児童発達支援事業、早期療育事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施し、こどもの障がいやこどもへの接し方を学習できる工夫をしています。

児童発達支援

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
1日定員（人）	30	30	30	30	30

(2) みのり

身体に不自由がある幼児や心身の発達が気になる幼児に対して身体機能の向上を目指して機能訓練や発達課題への取組を行います。

児童発達支援事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施し、こどもの障がいやこどもへの接し方を学習できる工夫をしています。

児童発達支援

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
1日定員（人）	12	12	12	12	12

6 障がい者虐待防止事業

障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年10月から大府市ふれ愛サポートセンターに大府市高齢者・障がい者虐待防止センターを設置し、事業を実施しています。

障がい者の虐待に関する通報、届出、相談に対応しています。また、虐待防止のための啓発活動を実施しています。

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
虐待対応件数（件）	11	13	22	20	13
相談件数（件）	13	14	17	21	15

※年度内新規分のみ計上（継続分は除く。）

児 童 福 祉

最近の児童を取り巻く生活環境は、少子化をはじめ、世帯人員の減少、世帯類型の多様化、乳幼児に対する保育の意識の変化、地域社会における人間関係の希薄化、遊び場の不足、交通事故の増加等大きく変化しています。

児童の福祉対策は、全ての児童が心身ともに健やかに育成されるよう、国・県・市・保護者・民間の児童福祉関係者等によって幅広く展開されています。

<児童の権利>

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

<国民等の責務>

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(児童福祉法)

<児童とは>

児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童福祉法では、児童を次のように分けています。

- ・乳児…満1歳に満たない者
- ・幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・少年…小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

1 児童人口の推移

(各年度4月1日現在)

区 分	2		3		4	
	人 数	人口比率	人 数	人口比率	人 数	人口比率
総 人 口	92,670		92,881		92,694	
乳 幼 児 人 口 (0～5歳)	5,708	6.16	5,570	6.00	5,390	5.81
少 年 人 口 (6歳～17歳)	11,488	12.40	11,524	12.41	11,611	12.53
計	17,196	18.56	17,094	18.41	17,001	18.34
区 分	5		6		7	
	人 数	人口比率	人 数	人口比率	人 数	人口比率
総 人 口	92,892		92,982		93,112	
乳 幼 児 人 口 (0～5歳)	5,203	5.60	5,104	5.49	4,933	5.30
少 年 人 口 (6歳～17歳)	11,669	12.56	11,647	12.53	11,591	12.45
計	16,872	18.16	16,751	18.02	16,524	17.75

2 児童の健全育成

(1) こどもの遊び場

こどもの成長に必要な遊び場として、市有地に加え、善意の市民の協力を得て、ちびっ子広場を整備しています。

設置箇所数

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
ちびっ子広場	71	71	71	71	71

(2) 児童（老人福祉）センター

地域の児童に対し健全な遊びの拠点を提供し、情操を豊かにするため、集団的・個別的な指導に併せて、運動に親しむ習慣の形成、精神力の涵養等、体力の増進を図る活動をしています。

利用状況

(各年度3月末現在)

年度	総数（人）	幼児	小学生	中高生	大人
2	152,005	30,373	36,291	3,745	81,596
3	171,139	35,610	44,179	5,942	85,408
4	193,320	34,921	53,525	5,702	99,172
5	249,991	36,346	76,424	9,830	127,391
6	268,539	43,034	78,089	11,040	136,376
6 年 度 内 訳					
大府児童老人福祉センター	58,085	7,592	13,457	1,567	35,469
神田児童老人福祉センター	22,896	4,842	7,191	1,563	9,300
神田児童老人福祉センター (北崎分館)	19,254	1,058	2,727	200	15,269
東山児童老人福祉センター	36,083	7,222	8,827	1,987	18,047
共和西児童老人福祉センター	36,124	6,461	13,227	1,470	14,966
吉田児童老人福祉センター	16,565	2,691	4,378	886	8,610

	総数（人）	幼児	小学生	中高生	大人
石ヶ瀬児童老人福祉センター	43,946	6,993	13,505	1,712	21,736
北山児童老人福祉センター	22,548	3,201	9,122	1,108	9,117
共長児童センター	13,038	2,974	5,655	547	3,862

※令和7年10月から、各「児童老人福祉センター」の名称を「こども幸齢者交流センター」へ、「児童センター」の名称を「こども交流センター」へ変更します。

(3) ファミリークラブの育成

家庭及び地域社会において児童の健全な育成を推進し、自らの教養を高めるとともに、実践活動を通じて児童の福祉と明るい社会づくりを目的とするファミリークラブに対し、児童（老人福祉）センターを通じてその指導・育成に努めています。

活動状況

(令和7年4月1日現在)

センター名	内容	会員数（人）	サークル数	主な活動
大府児童老人福祉センター		82	8	<ul style="list-style-type: none"> ・各種親子サークル及び趣味のサークルの定例活動、親子卓球大会 ・パネルシアター等の上演、児童館活動の援助、各種研修会 ・創作劇遊びの上演
神田児童老人福祉センター		25	4	
東山児童老人福祉センター		47	5	
共和西児童老人福祉センター		52	8	
吉田児童老人福祉センター		31	6	
石ヶ瀬児童老人福祉センター		38	6	
北山児童老人福祉センター		15	3	
共長児童センター		16	4	

(4) 放課後児童健全育成

昼間保護者のいない家庭の児童の育成及び指導を行っています。平成20年度から教育委員会が所管となり、入所対象児童も小学校全学年までに拡大して小学校を利用して実施しています。

民間放課後クラブに対して補助もしています。

クラブ別状況

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	開設年度	経営種別	児童数(人)
大府放課後クラブ	大府小学校	H10	大府市	176
大東放課後クラブ	大東小学校	H24	大府市	133
神田放課後クラブ	神田小学校	H10	大府市	101
北山放課後クラブ	北山小学校	H10	大府市	222
東山放課後クラブ	東山小学校	H10	大府市	162
共和西放課後クラブ	共和西小学校	H10	大府市	254
共長放課後クラブ	共長小学校	H10	大府市	213
吉田放課後クラブ	吉田小学校	H10	大府市	120
石ヶ瀬放課後クラブ	石ヶ瀬小学校	H10	大府市	251
どろんこクラブ	若草町二丁目79番地の4	S56	父母の会	25
神田わんぱくクラブ	神田町六丁目195	S60	父母の会	23
キッズクラブ	森岡町一丁目30	H19	NPO	51

(5) 子ども会の育成

生活環境の変化、家庭や社会の教育機能の低下が懸念されている現在、地域の遊び仲間集団、こどもの自立的活動等の助長を図る子ども会活動の意義は極めて大きいものがあります。

世話人・リーダーが年々交代する現況においてより充実した活動を行うため、ジュニアリーダー（小学校4年生以上）の育成を重点に地域社会の理解を得て、その役割を果たしています。

<令和6年度活動状況等>

- ・単位子ども会…月1回程度の活動
- ・全体行事…世話人研修会等
- ・ジュニアリーダー行事…クリスマス会、リーダー研修会等

子ども会状況

(各年度4月1日現在)

学区名	2				3				4			
	単子数	会員数	児童数	加入率	単子数	会員数	児童数	加入率	単子数	会員数	児童数	加入率
大府	16	366	757	48.3	15	352	770	45.7	13	304	755	40.3
大東	9	179	467	38.3	6	125	448	27.9	5	108	443	24.4
神田	10	320	401	79.8	10	318	408	77.9	10	291	401	72.6
北山	18	455	704	64.6	17	420	717	58.6	17	378	744	50.8
東山	4	217	430	50.5	4	172	464	37.1	4	160	505	31.7
共和西	9	511	803	63.6	9	497	816	60.9	9	502	827	60.7
共長	6	236	759	31.1	5	195	780	25.0	4	146	755	19.3
吉田	10	240	443	54.2	10	209	423	49.4	10	188	418	45.0
吉田(桜木)	2	40	43	93.0	2	49	54	90.7	2	43	48	89.6
石ヶ瀬	17	584	990	59.0	17	556	974	57.1	16	529	962	55.0
合計	101	3,148	5,797	54.3	95	2,893	5,854	49.4	90	2,649	5,858	45.2
学区名	5				6				7			
	単子数	会員数	児童数	加入率	単子数	会員数	児童数	加入率	単子数	会員数	児童数	加入率
大府	11	254	767	33.1	11	221	761	29.0	9	179	773	23.2
大東	5	80	439	18.2	3	38	444	8.6	—	—	426	—
神田	10	273	408	66.9	10	229	394	58.1	10	173	390	44.4
北山	17	327	739	44.2	14	272	743	36.6	13	222	734	30.2
東山	4	146	535	27.3	4	131	545	24.0	4	108	552	19.6
共和西	8	466	823	56.6	8	250	831	30.1	8	185	822	22.5
共長	3	109	738	14.8	3	106	712	14.9	3	100	699	14.3
吉田	10	163	421	38.7	10	138	413	33.4	9	132	407	32.4
吉田(桜木)	1	31	52	59.6	—	—	—	—	—	—	—	—
石ヶ瀬	15	454	918	49.5	12	304	881	34.5	9	165	832	19.8
合計	84	2,303	5,840	39.4	75	1689	5724	29.5	65	1264	5635	22.4

3 手当の支給

(1) 児童手当(～平成22年3月)

小学校6年生(平成17年度までは小学校3年生)までの児童を養育している人に支給
※所得制限あり

子ども手当(平成22年4月～平成24年3月)

中学校3年生までの児童を養育している人に支給 ※所得制限なし

児童手当(平成24年4月～令和6年9月)

中学校3年生までの児童を養育している人に支給 ※所得制限あり

児童手当(令和6年10月～)

高校3年生までの児童を養育している人に支給 ※所得制限なし

支給状況 (各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数(人)	8,145	8,078	7,478	7,256	8,998

(2) 児童扶養手当

離婚等で父又は母がいないか、父又は母が重度の障がいの状態等にある、18歳以下の児童(心身に障がいがある場合は20歳未満)を監護養育している人に支給しています。

支給状況 (各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
受給者数(人)	377	385	366	348	331

(3) 遺児手当

両親又は片親が離婚や死亡等でいないか、重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している人に支給しています。

支給状況 (各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
県遺児手当受給者数(人)	183	183	184	185	167
市遺児手当受給者数(人)	190	187	189	177	159

4 児童施設

(1) 保育所・認定こども園

近年の少子化傾向のなかで保護者の求める保育ニーズは、保育の質的向上はもとより教育的期待の高まり、乳児保育、長時間保育等多様化の傾向にあります。

市はこれらの要求に応えつつ、保育所本来の使命である保育を必要とする児童を市内25の公・私立保育園・認定こども園にて保育し、保育園では定員の余裕のある範囲において、4・5歳児のみ特別利用保育児を受け入れ、入所児童の心身の健全な発達を図る役割を果たしています。

保育所児童数 (各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
保育実施児(人)	2,333	2,631	2,628	2,637	2,664
私的契約児(人)(令和2年度から特別利用保育児)	6	13	13	8	6
計	2,339	2,644	2,641	2,645	2,670

(2) 地域型保育事業所

増加する保育需要の中で高い増加傾向にある0～2歳児を受け入れる施設として、市が認可する

小規模保育（A型）事業所である、はな保育室きょうわ駅前・保育園 COZY 大府駅南及び保育園さくらんぼの3か所の小規模保育事業所並びに事業所内保育所の共和会たんぼぼ保育園が、地域の実情に応じた柔軟かつ多様な保育を提供しています。

(各年度4月1日現在)

年度	3	4	5	6	7
保育実施児（人）	67	41	41	40	41

(3) 認可外保育所

認可外保育所は、保護者の要望に柔軟に対応し、大府市の乳児保育の一翼を担っています。現在、市内には9か所の認可外保育施設があり、それぞれ利用者のニーズに合った運営がされています。

その中でも、大府ぼっぼ乳児保育所、託児所根っ子クラブ、キッズハウスひなたぼっこ、キッズハウスひなたぼっこ Smile の4か所を大府市認定保育室として認定し、利用者がより快適な保育環境を享受できるよう大府市が施設運営費等の補助をしています。また、大府市認定保育室に加え、バンビ保育所、院内保育所マロンのおうちの院内保育所2か所にも、保護者が負担する保育料の一部を補助する保育実施補助金を支給しています。

認可外保育所児童数

(令和7年4月1日現在)

種別	名称	所在地	人数
大府市認定 保育室	大府ぼっぼ乳児保育所	桃山町二丁目	5
	託児所根っ子クラブ	中央町七丁目	15
	キッズハウス ひなたぼっこ	北山町一丁目	4
	キッズハウス ひなたぼっこ Smile	共栄町七丁目	4
院内保育所	バンビ保育所	森岡町七丁目	16
	院内保育所マロンのおうち	森岡町七丁目	13
一般	Chatty Kids English Preschool	森岡町二丁目	41
事業所内	ヤクルト大府保育ルーム	吉川町五丁目	0
企業主導型	なごころ保育園大府	森岡町六丁目	100
計			198

(4) 子どもステーション

こどもが健やかな成長を遂げるよう、また、子育て中の保護者が子育てに対する自信と喜びを味わえるように、関係機関との連携をとりながら、子育て支援の定着と充実を図っています。月曜日から金曜日の自由来館、子育てひろば、子育て情報紙発行、利用者支援、乳幼児育児相談、育児支援家庭訪問、子育て育児講座、自主サークル、0歳児を持つ親の交流会、多胎児交流会、パパ交流会、プレママ交流会、ペアレントプログラム研修、子育て体験、子育てガイドブック発行等、様々な活動の場を提供しています。また、発達が気になるお子さんについては、ステップアップ教室、専門家による個別相談、フォローアップ教室の参加の中で、きめ細かい子育て家庭の支援を行っています。

土、日曜日は小学生が活動する発明クラブが工作等の活動を行っています。多くの方に利用していただいています。

令和6年度の一般来館人数…15,827人

※令和7年10月から、「子どもステーション」の名称を「こどもステーション」へ変更します。

① 子育て支援センター

子どもが健やかに生まれ、育つための環境づくりを推進し、地域における子育て家庭を支援します。子育てに関する相談を受けたり、ウェブサイト等で子育ての情報を提供したり、「0歳児を持つ親の交流会」等で親子の出会いの場を設けたりする活動を行っています。

参加者数

令和6年度	0歳児交流会（1か所）
参加総数（人）	1,022

② ファミリーサポートセンター

核家族化や女性の社会進出が進行する中、地域における仕事と家庭の両立支援の拠点として、育児の援助を行う「援助会員」と、育児の援助を受けたい「依頼会員」との相互援助の仲介を行っています。それぞれに登録した会員が、必要に応じて子どもを預けたり、預かったりする相互援助活動です。仕事や所用のためだけでなく、買い物やリフレッシュのために利用することもできます。両方会員の登録もできます。

会員登録状況

（令和7年3月末現在）

会員数（人）	総会員	依頼会員	援助会員	両方会員
	1,262	1,039	155	68

③ 少年少女発明クラブ

ものづくりを通して、少年少女の創造力を伸ばし、夢と情熱を育む活動を行っています。

会員登録状況

（令和7年4月1日現在）

登録数（人）	本科（上級コース）	本科（基礎コース）	ジュニア
	74	124	149

5 家庭児童相談

家庭における適正な児童の養育を図るため、相談員3人を配置し、知多児童・障害者相談センター等関係機関と連絡をとりながら相談指導及び家庭訪問を行い、さらに必要な児童については児童福祉施設に措置を依頼するなどしています。

令和6年度相談件数（延べ）

相談内容	件数	相談内容	件数
養護相談（虐待）	2,521	ぐ犯行為相談	3
養護相談（その他）	1,582	触法行為等相談	0
保健相談	0	性格行動相談	111
肢体不自由相談	0	不登校相談	63
視聴覚障がい相談	0	適性相談	0
言語発達障がい相談	0	育児・しつけ相談	61
重症心身障がい相談	0	その他の相談	7
知的障がい相談	0		
発達障がい相談	39	計	4,387

児童福祉施設等措置状況

（令和7年4月1日現在）

施設名	所在地	人数
障害児入所施設	米山寮	1
	計	1

母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉

母子家庭及び父子家庭においては、多くの方が精神的・経済的に不安定な状況に置かれる傾向があることから、暮らしを安定させるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の援助により、自立の助長と福祉の増進に努めています。

＜母子父子寡婦福祉の理念＞

- ・ 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。
- ・ 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

＜母子（父子）家庭とは（配偶者のいない女子（男子））＞

配偶者と死別した女子（男子）であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる女子（男子）をいう。

- (1) 離婚した女子（男子）であって、現に婚姻をしていない者
- (2) 配偶者の生死が明らかでない女子（男子）
- (3) 配偶者から遺棄されている女子（男子）
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子（男子）
- (5) 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている女子（男子）
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子（男子）
- (7) 婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻をしていない者

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）)

＜寡婦とは＞

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことのある者

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「資金の貸付」中、57頁「母子父子寡婦福祉資金」を参照

貸付状況

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
新規貸付件数（件）	0	0	0	0	0

2 母子家庭等医療費公費負担制度

「福祉医療」中、43頁「3 母子家庭等医療」を参照

3 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭等の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、主張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています。（一定額以上の所得がある方は、一部利用者負担あり）

利用状況

(各年度3月末現在)

年度	2	3	4	5	6
件数（件）	0	0	0	0	0

4 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母親及び父子家庭の父親が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校等の養成期間で修業する場合などに、給付金を支給しています。（事前に母子・父子自立支援員への相談が必要）

平成20年度から高等職業訓練修了支援給付金が創設されました。

利用状況

(各年度3月末現在)

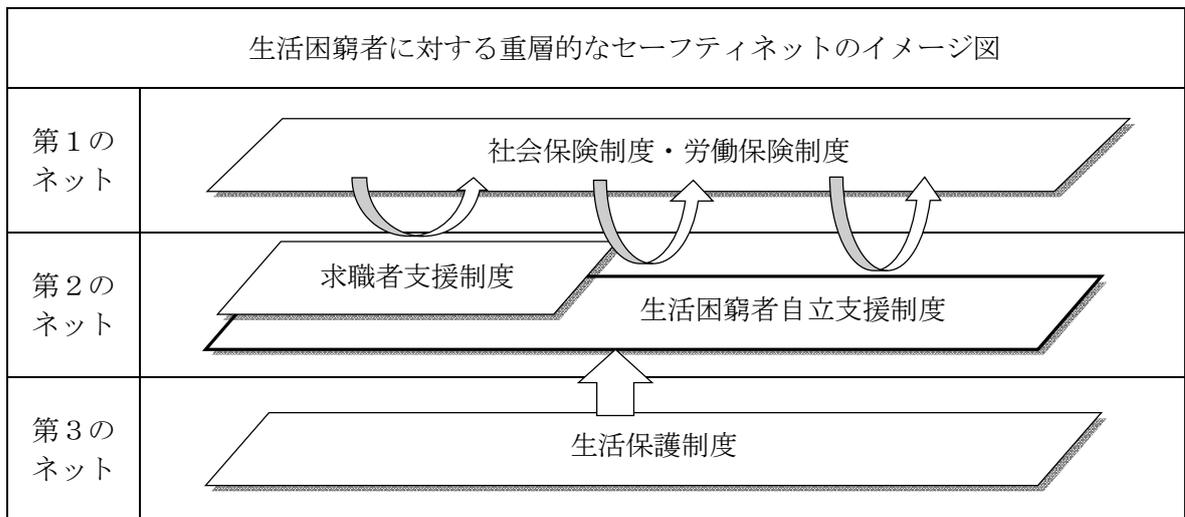
内容	2		3		4		5		6	
	申請	給付								
教育訓練給付金（件）	2	0	4	2	3	3	3	3	2	2
高等職業訓練促進給付金（件）	1	1	0	0	1	1	1	2	3	3
高等職業訓練修了支援給付金（件）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

生活困窮者支援（生活困窮者自立支援制度）

生活困窮者自立支援制度は、社会保険・労働保険（第1のセーフティネット）と生活保護（最後のセーフティネット）の中間的役割（第2のセーフティネット）として設けられた制度です。長期的・潜在的失業が増大する社会を背景に、社会保障制度の空白域を埋めるために平成27年4月に創設されました。

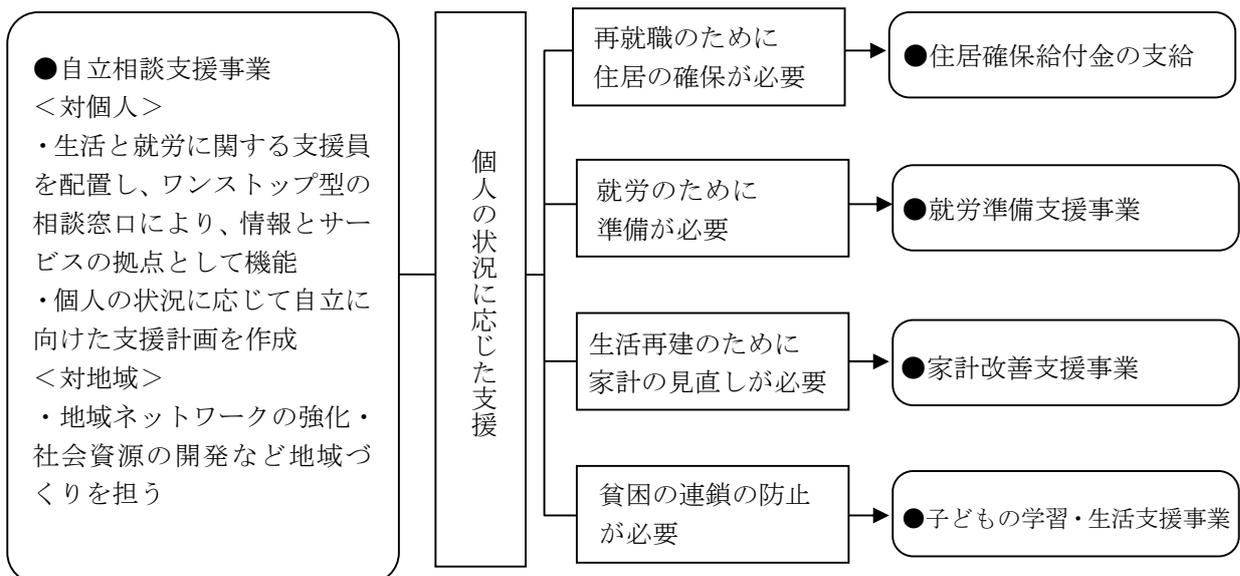
1 生活困窮者自立支援制度の概要

現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方を対象に、生活保護に至る前に早期の自立ができるよう重点的な支援を実施する事業です。従来の社会保障制度が、給付を直接的な目的としていたのに対して、生活困窮者の自立支援に向けた相談と支援を目的としている点に大きな特徴があります。



2 事業内容と体系

生活困窮者自立支援法に基づいて、市（地域福祉課保護係）が自立相談支援機関として、以下の体系で事業を実施しています。



3 支援の実施状況

(各年度3月末現在)

年度	新規 相談	継続 相談	支援計画 作成	住居確保 給付金		就労支援 活動件数	就労者
	延べ 件数	延べ 件数	実世 帯数	支給世帯数 (実数)	支給 月数	延べ件数	実人数
2	329	447	77	51	179	1,009	104
3	284	311	59	28	92	1,178	40
4	105	173	26	8	17	502	15
5	32	134	14	4	18	170	12
6	48	150	19	4	10	161	12

生 活 保 護

生活保護制度は、憲法に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として設けられたものです。

1 生活保護の概要

生活保護を受けるときには、社会福祉事務所長への申請が必要です。保護を受けるには、資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することと、扶養義務者の扶養、他の法律が優先して活用されることとなります。それでもなお生活に困窮する場合に、はじめて生活保護を受けることができます。

2 生活保護の種類

保護費は、次の8種類の扶助に区分されます。

- (1)生活扶助・・・主として衣食その他日常生活の費用
- (2)教育扶助・・・義務教育に必要な費用（学級費等、教材代、給食費、通学のための交通費）
- (3)住宅扶助・・・家賃、地代、住居の補修などの費用
- (4)医療扶助・・・入院、通院など医療に必要な費用
- (5)介護扶助・・・老人介護に必要な費用
- (6)出産扶助・・・出産に伴う必要な費用
- (7)生業扶助・・・収入を得るために必要な機械器具の購入、技能修得その他の費用
- (8)葬祭扶助・・・葬祭に必要な費用（被扶養者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき）

3 生活保護の状況

令和6年度は、被保護世帯数及び被保護人員数が令和5年度に比べて減少しました。

世帯類型では、高齢世帯の割合が50%を超える状態が続いており、今後も高い割合を占めると予想されます。

(1) 被保護世帯等の推移

(各年度平均)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
被保護世帯数（世帯）	274	269	273	276	270
被保護人員数（人）	330	324	322	321	309
保護率（パーミル※）	3.55	3.49	3.46	3.45	3.31

※千分率

(2) 世帯類型別状況

(各年度平均・単位：%)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
高齢世帯	56.2	55.8	53.4	58.1	61.1
母子世帯	2.9	2.6	3.8	2.1	1.6
障がい世帯	12.8	12.3	11.6	12.5	12.9
傷病世帯	15.7	16.4	17.2	17.4	17.2
その他世帯	12.8	13.0	14.1	11.2	7.2

(3) 保護の種類別保護費の状況

(単位：千円)

年度	2	3	4	5	6
生活扶助費	146,700	144,182	143,362	140,711	135,486
住宅 〃	90,141	87,580	90,225	87,919	86,567
教育 〃	1,012	1,056	833	625	655
介護 〃	11,753	10,134	6,307	10,961	14,795
医療 〃	272,377	259,188	316,990	337,353	277,760
出産 〃	0	0	154	0	0
生業 〃	442	359	358	637	335
葬祭 〃	1,889	1,644	1,084	1,348	1,882
保護施設事務費	14,770	19,658	23,028	29,776	24,860
就労自立給付金	110	219	125	186	341
進学・就職準備給付金	100	0	0	0	0
自立援護費	114	7	110	78	22
計	539,408	524,027	582,576	609,594	542,703

〔生活保護制度の基本原則・原則〕

1. 生活保護制度の基本原則

(1) 無差別平等の原理（生活保護法第2条）

すべて国民はこの法律の定める要件を満たす限り、無差別平等に受けることができる。

(2) 最低生活保障の原理（生活保護法第3条）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(3) 補足性の原理（生活保護法第4条）

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。民法上の扶養や他の法律による扶助は、保護に優先して行わなければならない。

2. 生活保護実施上の原則

(1) 申請保護の原則（生活保護法第7条）

保護は、要保護者等の申請に基づいて開始する。なお、急迫の場合には、職権により必要な保護を行う。

(2) 基準及び程度の原則（生活保護法第8条）

保護の程度は、厚生労働大臣の定める基準によって測定した需要を基とし、要保護者の金銭等で満たし得ない不足分を補う程度とする。この基準は、要保護者の年齢、性別、世帯構成その他必要な事情を考慮した最低限度の需要を十分満たすとともに、これを超えないものでなければならない。

(3) 必要即応の原則（生活保護法第9条）

保護は、要保護者の年齢、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して適切に行うものとする。

(4) 世帯単位の原則（生活保護法第10条）

保護の要否及び程度は、世帯単位によって定める。ただし、これによりがたいときは、個人を単位とすることができる。

福 祉 医 療

1 障がい者医療

(1) 障がい者医療費の助成

心身に障がいがあるため、日常生活に負担をしいられる方に対し、医療費を助成することにより、心身障がい者の福祉の増進を図るために公費負担制度が設けられています。

① 対象者

市内に住所を有する者並びに施設に入所中の次に掲げる心身障がい者で国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である方

- i) 身体障がい者で1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ii) 身体障害者手帳の4級で腎臓機能障がいの方
- iii) 身体障害者手帳の4～6級で進行性筋萎縮症の方
- iv) 療育（愛護）手帳のA判定又はB判定の方
- v) 自閉症状群と診断された方
- vi) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方
- vii) 精神障害者保健福祉手帳3級で市町村民税が非課税の方

② 助成の範囲

保険診療の自己負担額

支給状況

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均受給 資格者数(人)	年間医療費 助成額(円)	1人当たり助成額 (円)
2		1,292	186,878,067	144,642
3		1,330	189,813,469	142,717
4		1,396	209,342,989	149,959
5		1,476	225,969,556	153,096
6		1,559	241,423,056	154,858

(2) 精神通院医療の助成

精神障がい者の健康の保持及び生活の安定のため医療費を助成することにより福祉の増進を図ることを目的としています。

① 対象者

市内に居住している精神通院医療に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定を受けている方

② 助成の範囲

指定医療機関での保険診療（精神通院）の自己負担額

支給状況

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均受給 資格者数(人)	年間医療費 助成額(円)	1人当たり助成額 (円)
2		819	18,865,109	23,034
3		762	18,753,696	24,611
4		824	18,264,677	22,166
5		846	18,786,950	22,207
6		936	20,570,115	21,977

(3) 精神入院医療の助成

① 対象者

精神障害者保健福祉手帳3級で市町村民税が非課税の方

② 助成の範囲

精神病床のある医療機関での保険診療（精神入院）の自己負担額

支給状況

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均申請者数(人)	年間医療費助成額(円)	1人当たり助成額(円)
2		2	1,394,698	697,349
3		1	349,596	349,596
4		1	511,755	511,755
5		1	572,759	572,759
6		1	202,538	202,538

2 子ども医療

(1) 子ども医療費の助成

子どもが疾病にかかったとき適切な治療を受け、健やかに育つようこどもの保護者に対し医療費の助成をし、こどもの福祉増進を図るため公費負担制度が設けられています。

① 対象者

市内に住所を有し、18歳年度末までのこどもを扶養する保護者

子ども及び保護者は国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である方

② 助成の範囲

保険診療の自己負担額。助成後の自己負担割合は次のとおりです。

- ・0歳から中学校卒業まで 入院：自己負担なし 通院：自己負担なし
- ・中学校卒業後から18歳年度末まで 入院：自己負担なし 通院：1割自己負担あり

支給状況

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均受給資格者数(人)	年間医療費助成額(円)	1人当たり助成額(円)
2		14,381	466,101,679	32,411
3		14,286	572,638,556	40,084
4		16,631	587,735,580	35,340
5		16,649	746,071,608	44,812
6		16,411	702,917,709	42,832

3 母子家庭等医療

(1) 母子家庭等医療費の助成

母子・父子家庭等の母又は父及び児童の健康保持増進を図るため、医療費を助成し母子家庭等の福祉の向上に寄与することを目的に公費負担制度が設けられています。

① 対象者

市内に住所を有する次に掲げる母子家庭等で国民健康保険又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者である方

- i) 18歳以下の方を現に扶養している配偶者のない方
- ii) 母子家庭等の母及び父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方
- iii) 父母のない18歳以下の方

※「18歳以下の方」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの方

※母子家庭等の父又は母については所得制限あり

② 助成の範囲

保険診療の自己負担額

支給状況

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均受給 資格者数(人)	年間医療費 助成額(円)	1人当たり助成額 (円)
2		1,183	42,201,091	35,673
3		1,130	47,746,183	42,253
4		1,055	47,675,597	45,190
5		1,058	49,920,131	47,183
6		1,041	47,376,443	45,511

4 後期高齢者福祉医療費給付制度

(1) 後期高齢者福祉医療費の助成

後期高齢者で心身に障がいがある方等の医療費を助成することにより、福祉の増進を図るために公費負担制度が設けられています。

① 対象者

市内に住所を有する者並びに施設に入所中の次に掲げる後期高齢者医療制度の被保険者で以下の要件に該当する方

- i) 身体障がい者で1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ii) 自閉症状群と診断された方
- iii) 身体障害者手帳の4級で腎臓機能障がいの方
- iv) 身体障害者手帳の4級～6級で進行性筋萎縮症の方
- v) 療育(愛護)手帳のA判定又はB判定の方
- vi) 精神障がい者で法律に基づく措置入院患者の方
- vii) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方
- viii) 精神障害者保健福祉手帳3級で市町村民税が非課税の方
- ix) 母子家庭等医療制度の要件に該当する方(所得制限あり)
- x) 戦傷病者の方(所得制限あり)
- x i) 結核患者で法律に基づく勧告または措置による入院患者等と認められた方
- x ii) 寝たきり・認知症高齢者(主たる生計維持者の市町村民税が非課税もしくは免除されている方)
- x iii) ひとり暮らし高齢者(市町村民税が非課税もしくは免除されている方)
- x iv) 精神通院医療に係る障害者自立支援医療受給者(対象医療機関のみ)

② 助成の範囲

保険診療の自己負担額

支給状況

(各年度3月末現在)

年度	区分	1月当たり平均受給 資格者数(人)	年間医療費 助成額(円)	1人当たり助成額 (円)
2		1,162	118,702,178	102,153
3		1,159	119,394,973	103,016
4		1,152	120,345,844	104,467
5		1,187	127,929,833	107,776
6		1,216	132,705,421	109,133

民 間 福 祉

1 社会福祉法人大府市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため社会福祉に関する機関、団体、民間有志による協議会で、民間社会福祉活動の中核となる民間団体です。

地域福祉の推進を図るための調査、社会福祉関係団体、施設等との連絡調整、協働事業、総合ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の育成、振興、生活福祉資金の貸付等住民に直結する援護活動をしています。

① 令和7年度一般会計予算 収入 326,155 千円 支出 326,155 円

収 入		支 出	
社会福祉協議会会費	7,115 千円	法人運営費・事務費	97,772 千円
寄付金	1,000 千円	会費・共同募金事業費	14,566 千円
市補助金・ 県社協助成金	11,537 千円	地域福祉推進	2,846 千円
市・県社協受託金	238,478 千円	児童老人福祉センター事業費	40,842 千円
広域連合受託金	1,272 千円	障がい者相談支援事業費	56,096 千円
共同募金配分金	10,304 千円	高齢者相談支援事業費	90,479 千円
介護保険報酬	9,999 千円	資金貸付相談事業費	10,142 千円
障がい福祉サービス	30,270 千円	日常生活自立支援事業費	577 千円
積立預金取崩	14,379 千円	成年後見利用促進事業費	11,835 千円
その他(利用料等)	1,801 千円	予備費	1,000 千円

② 会費・共同募金事業費の内訳

老人福祉	1,154 千円
障がい児・者福祉	493 千円
児童・青少年福祉	907 千円
福祉育成・援助活動	9,874 千円
ボランティア活動育成	1,872 千円
災害ボランティア支援	166 千円
歳末たすけあい	100 千円

③ 会員数

年度	種別	一般会員 (世帯)		特別会員 (人)	賛助会員 (事業所)
		人数	世帯数		
2		19,938		729	364
3		19,729		718	366
4		19,309		608	344
5		18,805		546	335
6		18,038		543	318

④ 組織の構成と運営

社会福祉協議会は、次の機関、団体等の代表者からなる理事会・評議員会で運営しています。

- ・区長会 ・医師団 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・商工会議所 ・農協 ・教育委員会
- ・ライオンズクラブ ・ロータリークラブ ・連合愛知知多地域 ・青年会議所
- ・ボランティア団体 ・民生児童委員協議会 ・ゴールデンクラブおおぶ
- ・身体障がい者福祉協会 ・手をつなぐ育成会 ・地域婦人団体連絡協議会 ・保護司会
- ・更生保護女性会 ・生涯学習審議会 ・社会福祉法人 ・NPO法人
- ・シルバー人材センター ・大府市 など

[理事17人 評議員19人 監事2人 顧問3人]

⑤ 主な事業内容

- 地域や福祉のことを学ぶ機会づくり
 - ◆ 福祉実践教室の開催
 - ◆ 夏休みボランティアスクールの開催
- 誰もが気軽に集える場づくり
 - ◆ ふれあいサロン・常設サロン・全世代型サロン・ふれあいベンチの推進
- 地域で支え合う仕組みづくり
 - ◆ 地区福祉委員会活動の支援
 - ◆ 高齢者の就労・社会参加の推進
- ボランティア・市民活動の推進
 - ◆ ボランティア養成講座の開催
- 安心・安全な防災・防犯の仕組みづくり
 - ◆ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
 - ◆ 災害時の要支援者支援の仕組みづくりへの協力
- 多様な団体との連携・協働の推進
 - ◆ 市、事業者と連携した介護予防の推進
- 福祉サービスの情報提供の充実
 - ◆ 社会福祉協議会広報紙の発行・パンフレットの配布
- 包括的支援体制の充実
 - ◆ 市福祉まるごと相談室との連携による重層的支援体制整備事業の推進
 - ◆ 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）の運営
 - ◆ 障がい者相談支援センター事業（基幹委託相談・計画相談）の運営
- 社協の取り組む様々な事業
 - ◆ 児童老人福祉センターの運営
 - ◆ 成年後見制度利用促進事業の運営
 - ◆ フードバンクの実施
 - ◆ 金婚・ダイヤモンド婚を祝う会の開催

ボランティアグループ

(令和7年4月1日現在)

団体名	主な活動内容	主な活動日時・場所
春夏秋冬	施設訪問、募金活動	不定期・東山公民館、市内福祉施設
亜友和会	カラオケ、腹話術による福祉施設への訪問	第2日曜日13時～16時 ・長草公民館
笑学生落語クラブ	こども落語の稽古、ふれあいサロンなどでの披露を通じた健全育成や地域振興	第3日曜日13時半～ ・森岡公民館（和室）など
しあわせ会	歌、踊り、三味線、民謡、銭太鼓などによる施設訪問	随時・市内福祉施設

団体名	主な活動内容	主な活動日時・場所
どんぐりハーモニー	ハーモニカの演奏による施設訪問	毎週木曜日 13時～17時・大府公民館など
大府マジッククラブ	マジックの啓発及び地域での交流	第2、4土曜日 13時～17時・大府公民館
マシュマローズ	地域での読み聞かせ、エプロンシアター、パネルシアター、腹話術の披露	随時・おおぶ文化交流の杜図書館など
おおぶ花まつり	踊りによる地域貢献活動	10時～正午・共長公民館
ギター愛好会GKB	ギター演奏による地域貢献活動	毎週金曜日 19時～21時 ・東刈谷市民センター
まっちゃんず大府	抹茶、生け花等でおもてなしの心を培いながら、施設への訪問など	隔月第2土曜日 10時～正午・代表者宅
合唱サークル「北極星(ぼらりす)」	親子合唱を通しての子育て支援、合唱による施設などへの訪問活動	毎月土曜日 13時半～15時、 19時半～21時 ・北山公民館など
朗読グループそよかぜ	朗読による施設などへの訪問活動	毎月第2、第4金曜日 9時半～正午 ・大府市社会福祉協議会
美ら音倶楽部	沖縄の伝統楽器「三線」の演奏や沖縄民謡などによる訪問活動	月1回程度不定期 18時～21時半 ・北山公民館
お山の杉の子	「大府の民話」の電子紙芝居を通じた交流、つながり作り	随時
ギタモニカ	ギターとハーモニカの演奏による地域貢献活動	毎週金曜日 10時～11時半 ・東山児童老人福祉センター
なごやか家族	腹話術による施設などへの訪問活動	随時
ハーモニカ楽友会ひびき	ハーモニカの演奏による地域貢献活動	毎週金曜日 9時半～11時半 ・東山公民館
傾聴ボランティア「おおぶ」	高齢者、障がい者への傾聴活動	毎月第4木曜日 10時～正午・北山公民館
なかよし長寿会	地域の高齢者世帯へのお手伝い (清掃、ゴミ出し、買い物、話し相手など)	毎月最終水曜日 13時半～・大倉公園管理棟
おもちゃ図書館 あいあい	おもちゃ図書館の運営、遊びの指導	第1土曜日 14時～16時半 ・発達支援センターおひさま
親子で楽しむおはなし会	こどもへの本の読み聞かせ	第1、3火曜日 11時～11時半 ・おおぶ文化交流の杜(図書館)
大府おもちゃ病院	おもちゃの修理、こどもたちに「物を大切に作る心」、「物づくりの楽しさ」を育む活動	第3土曜日 14時～16時 ・発達支援センターおひさま 「おもちゃ図書館」
「かえる」	人形劇や親子遊びなどによる子育て支援	随時・公民館など
子育て支援サークル あそびのいっぽ	こどもへの本の読み聞かせ、ママのための寄り添いカフェ、フードドライブなど	毎月第1水曜日 10時～ ・あいち健康の森公園

団体名	主な活動内容	主な活動日時・場所
～教育の機会をつなぐ～ 三つ葉	こどもの健全な育成に関する活動（個別相談、座談会、学習につながる会「えにすく」など）	毎月第2月曜日10時～ ・ハナレ（大府市北崎町）
ボランティアサークル『しずく』	「声の広報」「声の週刊誌」吹き込み、視覚障がい者と交流	月4回・はあとぷらざ
点訳グループ秋桜	視覚障がい者への点訳・ガイドヘルプ・福祉実践教室への協力	第1土曜日 10時～正午・森岡公民館
グループ一二三	自助具（障がいに合わせた生活用具）製作	第4土曜日 9時～正午・はあとぷらざ
手話サークルすみれ	聴覚障がい者との交流、手話通訳を目指しての学習、地域行事への参加	木曜日10時～正午・長草公民館
OHP たんぼぼ	要約筆記に関する学習、聴覚障がい者との交流、社会生活における通訳支援	第1、3水曜日10時半～15時 ・はあとぷらざ
ピーターパン	障がい児療育の援助	第1日曜日14時～16時 ・はあとぷらざなど
ボランティアグループひまわり	精神障がい者の地域精神保健福祉活動の支援と学習、地域生活支援施設「憩の郷」でのお手伝い	毎月第3木曜日13時半～16時 ・石ヶ瀬会館 毎週火曜10時～正午 ・憩の郷ワーキングスペース
車椅子レクダンス 矢車草	車椅子利用者とレクリエーションダンスを楽しむ	第4火曜日正午～15時半 ・ふれ愛サポートセンタースピカ
ちゅ楽鼓	障がいをもっている本人、家族による和太鼓の演奏	月1回不定期9時半～11時半・北山公民館 9時半～10時・発達支援センターおひさま、東あけび苑
大府ボッチャの集い	ボッチャを通じた障がい者の余暇活動	毎月第3土曜日 10時～正午 ・たくと大府など
きこえのサポート ミモザ	パソコン要約筆記で聴こえに困難のある方の情報保障支援	第1日曜日10時～正午、 第3火曜日19時～21時 ・はあとぷらざ
ふわふわ	発達が気になる子の親同士の情報共有の場作り、子育ての孤独感や不安感の解消	第3木曜日10時～正午 ・ふれ愛サポートセンタースピカ
くちなし	施設のベッドメイク、喫茶コーナー手伝い、入浴介助、お話相手、行事の手伝いなど	火・木曜日9時半～、第3水曜日13時～ ・愛厚ホーム大府苑
キッコロ	ヘルパー資格を活かした地域貢献活動	第2土曜日 13時～16時
国立長寿医療研究センター ボランティア	国立長寿医療研究センターボランティア事務局の運営、総合案内	月～金曜日 9時～正午 ・国立長寿医療研究センター
Bauen Platz (ハウエンプラツ)	院内ボランティア活動（受付・こどもの遊び相手・学習指導など）	月～金曜日 10時～17時 ・あいち小児保健医療総合センター

団体名	主な活動内容	主な活動日時・場所
地域多文化ネット「WKY」	外国人市民とともに地域行事への参加、日本語教室、外国人との交流	毎週木曜日19時～21時、 土曜日18時～19時半 ・北山公民館
大府学研究会	大府の歴史・文化の継承を目的とした施設などへ訪問活動	随時
クリアンサの会	外国にルーツを持つこどもたちに日本語を教えたり、宿題のサポート、交流を行う	月1回16時～・北山公民館、石ヶ瀬会館 週3回午前・市内小学校2校
おおぶの杜育み隊	おおぶ文化交流の杜こもれびホールでのイベントのお手伝い	随時・おおぶ文化交流の杜
桃陵高校ボランティアサークル	レクリエーション、スポーツを通じた交流、高齢者の話し相手など	随時（土曜日、日曜日、祝日、夏休み、春休み、冬休み）
愛三ボランティアグループ	福祉施設や地域での行事への参加や手伝い	随時
愛三工業労働組合	社会貢献活動を通じた心豊かな人材の育成	随時
人間環境大学ボランティアクラブ	福祉施設や地域での行事への参加や手伝い	毎月第1水曜日正午～13時 ・人間環境大学
ともしび	ミシンを使っての福祉活動など	第2、4月曜日10時～正午（8月除く）・はあとぷらざ
大府めん'Sクラブ	行事での手打ちそば・うどんの提供、社協行事の支援、地域の助け合い活動	第3土曜日17時～21時
ウィメンズハウスあゆみ	DV被害者への支援活動	随時・石ヶ瀬会館
明社	清掃活動、募金活動、ゴミゼロ運動、公園植樹	毎月最終土曜日6時半～7時・JR大府駅
おおぶ防災ボランティア	防災活動の啓発、災害時のボランティアセンターへの協力	第2土曜日17時～18時 ・DAIWA防災学習センター
シルバーパトロール	こどもたちの登下校時の見守り活動	大府小学校1、2年生下校時
おおぶ地域ねこの会	野良猫のトラブルを減らすため、地域で適正に管理する「地域ねこ活動」を普及する	毎月最終木曜日19時半～21時半 ・市民活動センターコラビア
大府緑化推進研究会	大府市内の緑化推進活動や啓発活動	毎月第3日曜日9時～11時 ・二ツ池公園など
園芸福祉コミュニティー知多	園芸福祉のテーマである「植物と接し、仲間をつくり、みんなで幸せになろう」と目標としたガーデニングによる地域の人の輪づくり	毎月第2土曜日10時～15時 ・半月みんなの家

団体名	主な活動内容	主な活動日時・場所
おおぶ 青春ベンチャーズ	ふれあいベンチ補修、長野県 王滝村森林伐採、地域福祉活動	随時
八ツ屋大池公園を 守る会	八ツ屋大池公園の環境美化 活動	随時
階	安全・環境・防災を通じてこども たちを見守る活動の推進	7時半～8時半・大府駅西口 13時～15時・事務所
プロジェクト sky	月に一度のゴミ拾いをはじめ とした、環境保護活動や環境問題 についてのイベント開催等	毎月日曜日13時半～・市内各地

2 共同募金委員会

共同募金は、昭和22年に戦後の民間福祉事業の財源の欠乏を補うために、「国民たすけあい運動」として全国展開されました。以後、社会福祉法の定めるところにより、毎年1回厚生労働大臣が定める期間（10月1日～12月31日）において「赤い羽根」運動として展開されています。

大府市共同募金委員会（募金実績）

（単位：千円）

区分 年度	募 金 額							合 計
	戸 別 募 金	法 人 募 金	学 校 募 金	職 域 募 金	街 頭 募 金	協力店等 募金等	歳末助け 合い等	
2	11,479	1,310	204	488	0	80	37	13,598
3	11,496	1,264	210	537	17	75	54	13,653
4	11,540	1,218	170	493	22	216	39	13,698
5	11,038	1,181	160	490	23	366	71	13,329
6	10,541	1,164	179	463	13	270	50	12,680

3 民生（児童）委員

民生委員（児童委員も兼務）は、平成29年に制度創設100年を迎えた、長い歴史を持った制度です。社会福祉に熱意のある方の中から、市の民生委員推薦会と県知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、任期は3年です。

民生委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等における要保護者、児童などの保護・指導・援助を行い、社会福祉事務所に協力するとともに、地域の福祉増進のために自主的な活動をしています。

また、市内には8つの地区民生児童委員協議会があり、組織として委員同士のつながりを深めながら、相互に助け合い、各種福祉援助活動を推進しています。

なお、主任児童委員16人も、児童委員とともに地域における児童問題に関して相談、援助活動を行っています。

大府市民生児童委員協議会

(令和7年4月1日現在)

地区民協	項目	人数(人)			平均年齢(歳)			平均経験年数(年)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
大府地区民生児童委員協議会		5	23	28	71.8	64.7	65.9	6.2	6.0	6.0
神田地区民生児童委員協議会		3	11	14	72.7	65.8	67.3	6.3	7.5	7.2
北山地区民生児童委員協議会		6	14	20	72.3	66.3	68.1	4.0	6.4	5.7
東山地区民生児童委員協議会		2	10	12	72.0	58.5	60.8	3.5	4.6	4.4
共和西地区民生児童委員協議会		5	5	10	67.0	69.0	68.0	2.0	6.8	4.4
共長地区民生児童委員協議会		7	14	21	65.3	67.9	67.0	6.6	9.1	8.3
吉田地区民生児童委員協議会		10	7	17	72.8	63.4	68.9	5.4	6.9	6.0
石ヶ瀬地区民生児童委員協議会		10	16	26	71.2	65.4	67.7	10.9	8.3	9.3
	計	48	100	148	70.6	65.1	66.7	5.6	6.9	6.4

民生委員活動状況

(各年度3月末現在)

内容別相談・支援件数	年度	4		5		6	
		民生・児童委員	(うち主任児童委員)	民生・児童委員	(うち主任児童委員)	民生・児童委員	(うち主任児童委員)
在宅福祉		42	0	20	0	26	0
介護保険		43	0	61	0	52	0
健康・保健医療		58	1	43	0	57	1
子育て・母子保健		28	14	15	13	43	22
こどもの地域生活		297	175	173	18	194	15
こどもの教育・学校生活		289	233	215	168	153	62
生活費		12	2	11	0	15	2
年金・保険		2	0	3	0	11	0
仕事		16	0	2	0	9	0
家族関係		52	2	42	0	10	0
住居		29	0	18	0	18	0
生活環境		101	0	78	0	56	1
日常的な支援		245	3	263	0	228	24
その他		566	42	704	2	763	0
	計	1,780	472	1,648	201	1,635	127
分野別相談支援件数	年度	4		5		6	
	高齢者に関すること	774	20	838	1	907	26
	障がい者に関すること	71	0	50	0	31	2
	こどもに関すること	644	434	426	196	388	82
	その他	291	18	334	4	309	17
	計	1,780	472	1,648	201	1,635	127

その他の活動件数	年度	4		5		6	
	調査・実態把握	1,663	98	1,633	4	2,223	8
	行事・事業・会議への参加協力	2,051	265	2,309	297	2,443	351
	地域福祉活動・自主活動	5,376	572	5,005	345	5,506	412
	民児協運営・研修	5,106	529	4,721	531	4,806	555
	証明事務	132	0	130	4	312	0
	要保護児童の発見の通告・仲介	10	1	11	5	27	1
年度		4		5		6	
訪問回数	21,620	359	19,874	214	20,231	128	
連絡調整回数	7,859	1,169	7,588	1,179	8,107	1,463	
活動日数	18,582	1,452	19,059	1,416	19,426	1,687	

4 公益社団法人 大府市シルバー人材センター

(公社)大府市シルバー人材センターは、常用雇用は望まないが豊かな経験や技能を生かしたいという高齢者に対し、民間事業所や一般家庭から高齢者に向けた仕事を引き受け、本人の希望と能力に応じた仕事を提供します。

(1) 大府市シルバー人材センター 登録会員数

(令和7年4月1日現在)

職 群	職 班	男 (人)	女 (人)	計 (人)	割合 (%)
技術群	教育指導班	36	13	49	7.5%
	執筆翻訳班				
	経理事務班				
	特殊技術班				
技能群	技能班	63	6	69	10.6%
	製作加工班				
事務経理群	一般事務班	9	15	24	3.7%
	毛筆筆耕事務班				
管理群	施設管理班	32	0	32	4.9%
	物品管理班				
折衝外交群	販売集金班	3	2	5	0.8%
	外務班				
一般作業群	屋外作業班	268	134	402	61.8%
	屋内作業班				
サービス班	福祉サービス班	5	63	68	10.4%
	その他のサービス班				
その他	その他	1	1	2	0.3%
計		417	234	651	

(2) 年齢別会員状況

(令和7年4月1日現在)

年齢	性別		計(人)
	男(人)	女(人)	
60歳未満	1	0	1
60～64歳	15	8	23
65～69歳	38	31	69
70～74歳	109	66	175
75～79歳	136	85	221
80歳以上	118	44	162
計	417	234	651

(3) 就労実績

(各年度3月末現在)

年 度	受託就労件数					配分金(円)		
	受託件数(件)			就業人数(人)		家庭	事業所他	計
	家庭	事業所他	計	実人員	延人員			
2	3,860	3,458	7,318	5,629	88,342	34,238,119	246,511,893	280,750,012
3	4,122	3,722	7,844	5,825	88,791	34,203,559	246,158,701	280,362,260
4	4,116	3,692	7,808	5,852	87,243	31,339,548	241,588,609	272,928,157
5	4,488	3,565	8,053	5,846	87,991	32,276,439	244,857,504	277,133,943
6	4,217	3,423	7,640	5,984	88,708	30,978,517	256,714,386	287,692,903

戦傷病者・戦没者等遺族援護

1 戦傷病者

戦傷病者とは旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、旧朝鮮半島出身労働者等）で、在職中の公務による負傷や病気が原因で、身体に一定以上障がいが残っている人をいいます。

(1) 戦傷病者手帳

軍人軍属等であった人が、公務上の傷病にかかり、恩給法の定める程度の障がいにある者又は公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定された者に戦傷病者手帳が交付されます。

療養の給付（医療の給付）、療養手当の支給、葬祭費の支給、補装具の支給及び修理、旅客会社の乗車船の無賃取扱い等の援護を受けることができます。

戦傷病者手帳所持者数 0人（令和7年4月1日現在）

(2) 戦傷病者医療費公費負担制度

戦傷病者特別援護法により医療給付を受けることができる傷病を除く一般傷病について、戦傷病者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の公費負担制度を設けています。

2 戦没者遺族

戦争で亡くなられた方々に対する追悼を通じて平和の尊さ・大切さを再認識し、市民の普遍的な願いである恒久平和を祈ることで平和のバトンを引き継いでいくことを目的とした平和祈念戦没者追悼式を開催しています。

開催日 令和6年10月6日

参列者数 150人

戦没者数 534柱

3 原水爆被災者健康診断旅費の補助

被爆者が長崎又は広島で受診する原爆被爆者健康診断に対し、旅費などの負担を軽減するため、補助を行っています。

補助金交付者数 0人（令和6年度）

資 金 の 貸 付

1 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、他の資金の借入が困難な低所得者及び障がい者・高齢者世帯を対象とした貸付制度で、生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。対象となる各世帯の状況と必要に合わせて、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

また、本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

平成21年10月には、厳しい経済危機のもとで失業等による生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向けた新たなセーフティネットの強化策のひとつとして、継続的な相談支援とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金の創設等、制度の改正が行われました。

令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの対応策として、収入の減少があった世帯の資金需要に対応するための、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施しました。

貸付金の種類

(令和7年4月1日現在)

資金の種類		貸付限度額（円）	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	(二人以上) 月 200,000 以内 (単身) 月 150,000 以内	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後10年以内 ※最終償還年齢は70歳まで	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	400,000 以内	貸付の日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6ヶ月以内			
	一時生活再建費	600,000 以内				
福祉資金	福祉費	5,800,000 以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6ヶ月以内	据置期間経過後3年～20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	100,000 以内	貸付の日から2ヶ月以内	据置期間経過後12ヶ月以内	無利子	不要

資金の種類		貸付限度額（円）	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
教育支援資金	教育支援費	(高校)月 35,000 以内 (高専)月 60,000 以内 (短大)月 60,000 以内 (大学)月 65,000 以内	卒業後 6 ヶ月以内	据置期間 経過後 20 年以内	無利子	必要な場合 もあり ※世帯内 で連帯借 受人が必 要
	就学仕度費	500,000 以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の 70%程度 ・生活福祉資金でいう低所得世帯の収入基準までの不足額の範囲(月 30 万円以内) ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時(借受人の死亡時)までの期間	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間 終了時	年 3%、又は長期プライムレート、のいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から 1 名選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度(集合住宅の場合は 50%)・生活扶助額の 1.5 倍以内 ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時(借受人の死亡時)までの期間				

貸付状況

(各年度 3 月末現在)

年度	件数	件数	金額（円）
2		560	143,310,000
3		396	153,351,000
4		98	34,250,000
5		6	2,333,000
6		3	245,000

2 愛の資金

くらし資金と同様であるが、より緊急性の高い少額の貸付をしています。連帯保証人が必要です。

- ・ 貸付額 …… 5 万円以内
- ・ 利息 …… 無利子
- ・ 返済 …… 1 年以内
- ・ 申込窓口 …… 大府市社会福祉協議会

貸付状況

(各年度 3 月末現在)

年度	件数	件数	金額（円）
2		30	691,300
3		20	559,000
4		9	275,000
5		9	279,000
6		8	226,600

3 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭及び父子家庭等又は寡婦の方の経済的な自立と扶養している児童の福祉を増進するために、技能習得の資金や修学資金等の貸付をしています。(申込窓口：こども若者支援課)

貸付金の種類

(令和7年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象			貸付限度額(円)	据置期間	償還期間 (以内)	利息
	母子	父子	寡婦				
事業開始資金	母	父	本人	3,580,000 (複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合)5,370,000	1年	7年	保証人なし 年1%
事業継続資金	母	父	本人	1,790,000	6ヶ月	7年	
技能習得資金	母	父	本人	(月額) 68,000 (特別一括 816,000) (運転免許 460,000)	1年	20年	保証人あり 無利子
就職支度資金	母 又は 児童	父 又は 児童	本人	110,000 (特別 340,000)	1年	6年	原則 保証人あり 無利子
住宅資金	母	父	本人	1,500,000 (特別 2,000,000)	6ヶ月	6年 (特別 7年)	保証人なし 年1%
転宅資金	母	父	本人	260,000	6ヶ月	3年	
医療介護資金	母 又は 児童	父 又は 児童	本人	医療 340,000 (特別 480,000) 介護 500,000	6ヶ月	5年	
生活資金 ※1	母	父	本人	一般(月額)114,000 技能(月額)141,000 生計中心者でない場合 76,000	6ヶ月	技能 20年 医介 5年 母子家庭等 8年 失業 5年	保証人あり 無利子
	母	父	子	※児童扶養手当に準拠した額		10年	
結婚資金	児童	児童	子	330,000	6ヶ月	5年	原則 保証人あり 無利子
修学資金 ※2	高校	児童	児童	子	6ヶ月	20年 専修一般 5年	
	高専						
	短大						
	大学院						
	専修						
	専門一般						
就学支度資金 ※3	小学	児童	児童	子	6ヶ月	就学 20年 修業 5年	
	中学						
	高校						
	高専						
	短大・大学						
	専修専門						
	大学院						
	専修一般						
修業施設 入所							
※自宅外については、各々10,000円加算(大学院を除く)							
修業資金	児童	児童	子	(月額) 68,000 (特別 460,000)	1年	20年	

※1 生活資金：技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中、母子家庭または父子家庭となって7年未満の生活安定期間中又は失業している期間中（1年以内）の生活資金、家計急変者が児童扶養手当を支給されるまでの生活資金

※2 修学資金について、新制度による支援が受けられる場合の限度額
 =上記限度額－（新制度による授業料等の減免額／12＋給付型奨学金の給付月額）

※3 就学支度資金について、新制度による支援が受けられる場合の限度額
 =上記限度額－新制度による授業料等の減免額－給付型奨学金の減免額

4 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しのため、資金の貸付けを行います。

都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害が対象です。

貸付金の種類

（令和7年4月1日現在）

対象	貸付限度額（円）	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
世帯主 （所得制限あり）	①世帯主の1月以上の負傷（家財・住居被害なし） 1,500,000 ②家財1/3以上損害あり＋住居被害なし 2,500,000(1,500,000) ③住居半壊 2,700,000<3,500,000>(1,700,000<2,500,000>) ④住居全壊 3,500,000(2,500,000<3,500,000>) ⑤住居全体が滅失か流失 3,500,000 ※（）は世帯主の1月以上の負傷なしの場合 ※<>は被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の特別な事情がある場合	3年 特例 5年	10年	無利子	必要

市内の福祉施設等

(令和7年4月1日現在)

1 高齢者関係施設

No.	事業所名	施設の種別	住所	電話番号
1	大府児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	桃山町五丁目 180-1	46-1090
2	神田児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	横根町家下 131	48-8822
3	神田児童老人福祉センター北崎分館	児童館・老人憩の家	神田町六丁目 388-1	46-0567
4	東山児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	追分町四丁目 1	44-8899
5	共和西児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	共和町七丁目 547	48-1200
6	吉田児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	吉田町五丁目 6	46-5220
7	石ヶ瀬児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	森岡町一丁目 83	44-4678
8	北山児童老人福祉センター	北山児童センター 北山老人憩の家	北山町三丁目 62 梶田町六丁目 271	48-2771 44-8807

※令和7年10月から、各「児童老人福祉センター」の名称を「こども幸齢者交流センター」へ変更します。

2 介護保険関係施設等

地域包括支援センター

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大府市高齢者相談支援センター (大府包括支援センター)	江端町六丁目 13-1 ふれ愛サポートセンター内	45-5455
2	大府市高齢者相談支援センター (大府包括支援センター) 東分室	東新町一丁目 219 大府市社会福祉協議会内	48-1051

居宅介護支援事業所

No.	事業所名	住所	電話番号
1	えむわんケアマネジメントサービス	吉田町六丁目 345	48-5660
2	介護プランくるみ	若草町三丁目 72	45-6969
3	居宅介護支援事業所愛厚ホーム大府苑	森岡町七丁目 408	48-3121
4	ケアプランおおぶ	明成町四丁目 112	43-8751
5	ケアプランさやわか愛知	共栄町二丁目 420-1	45-4265
6	ケアプランセンターさくらぎ	桜木町四丁目 1-1	45-5249
7	トーカイ居宅介護支援事業所大府 アンシア	共栄町九丁目 9-18	45-5355
8	指定居宅介護支援事業所菜の花	梶田町二丁目 70	45-1161
9	介護支援 Halelea	北山町一丁目 263 番地	090-6473-0846
10	居宅介護支援センター あい愛おおぶ	吉田町四丁目 56	47-3288
11	デイパーク大府居宅介護支援事業所	横根町箕手 87-1	44-8294
12	NPO 法人ネットワーク大府 指定居宅介護支援事業所	森岡町一丁目 30	44-3796
13	さくら居宅介護	北崎町清水ヶ根 92-3	57-3518
14	さわやかなの丘居宅介護支援事業所	半月町四丁目 188	47-7196
15	介護支援センターみなせ	北崎町七丁目 114	48-4942
16	居宅介護支援事業所 北山	北山町四丁目 139	48-4139
17	ケアサポート Green	中央町一丁目 171-2 ビールズ大府 101 号	47-3992

No.	事業所名	住所	電話番号
18	ケアプラン あい	江端町五丁目 131 サシヤイ月見草 3F	85-1841
19	大府の郷 居宅介護支援事業所	長草町ドンド 19	48-8859
20	サポート北崎	北崎町清水ヶ根 92-3	070-1653-1107
21	居宅介護支援事業所 アシスト北崎	北崎町五丁目 55	44-1404
22	居宅介護支援事業所 みらい大府	神田町六丁目 400 番地 1	44-7150

介護保険施設等

No.	事業所名	施設の種類	定員	住所	電話番号
1	愛厚ホーム大府苑	介護老人福祉施設	150	森岡町七丁目 408	48-3121
2	特別養護老人ホームデイパーク大府	介護老人福祉施設	80	横根町箕手 87-1	43-7885
3	特別養護老人ホーム大府の郷	介護老人福祉施設	100	長草町ドンド 19	48-8844
4	オーネスト尚武	介護老人福祉施設	100	神田町五丁目 7	85-3366
5	特別養護老人ホームもりおか	地域密着型介護老人福祉施設	29	森岡町二丁目 28	85-1151
6	老人保健施設 ルミナス大府	介護老人保健施設	100	半月町三丁目 290	44-7735
7	介護老人保健施設キュア北崎	介護老人保健施設	100	北崎町五丁目 55	44-1400
8	短期入所生活介護コンフォート北崎	短期入所生活介護	21	北崎町五丁目 55	44-1402
9	デイパーク大府短期入所事業所	短期入所生活介護	30	横根町箕手 87-1	44-8294
10	特別養護老人ホームもりおか併設 ショートステイ	短期入所生活介護	4	森岡町二丁目 28	85-1151
11	特別養護老人ホーム大府の郷	短期入所生活介護	20	長草町ドンド 19	48-8844
12	らくる大府	短期入所生活介護	50	吉川町四丁目 111	85-6644
13	愛厚ホーム大府苑	短期入所生活介護	4	森岡町七丁目 408	48-3121
14	オーネスト尚武	短期入所生活介護	20	神田町五丁目 7	85-3366
15	介護老人保健施設キュア北崎	短期入所療養介護	21	北崎町五丁目 55	44-1400
16	老人保健施設 ルミナス大府	短期入所療養介護	4	半月町三丁目 290	44-7735
17	ケアビレッジさくらぎ	介護付有料老人ホーム	20	桜木町四丁目 1-1	45-5245
18	めぐらす柘山	介護付有料老人ホーム	60	柘山町四丁目 185	85-1234
19	フラワーサーチ大府	介護付有料老人ホーム	90	半月町三丁目 230	44-1616
20	さふらん大府	介護付有料老人ホーム	50	吉田町半ノ木 1	45-5910
21	リブナス大府	住宅型有料老人ホーム	23	横根町名高山 5-61	48-4331
22	さわやかなの丘	住宅型有料老人ホーム	143	半月町四丁目 188	47-7190
23	海雲	住宅型有料老人ホーム	30	横根町石丸 97-1	48-2611
24	すみれの丘	住宅型有料老人ホーム	34	梶田町二丁目 70	44-1811
25	オガール大府	住宅型有料老人ホーム	32	共和町三丁目 5-5	38-6517
26	ナーシングホーム美空大府	住宅型有料老人ホーム	20	若草町三丁目 344-1	85-1231
27	あいケアホーム大府	住宅型有料老人ホーム	20	半月町三丁目 266-3	85-6360
28	みらいの里 大府	住宅型有料老人ホーム	31	神田町六丁目 400-1	44-7123
29	グループホーム・ルミナス大府	グループホーム	9	半月町三丁目 289	44-8676
30	特定非営利活動法人ネットワーク大府 グループホームわかくさ	グループホーム	9	若草町三丁目 165	47-2254
31	ニチイケアセンター大府	グループホーム	18	東新町一丁目 65	43-7561
32	グループホームいこいの家	グループホーム	9	吉田町一丁目 2	45-6345

No.	事業所名	施設の種類	定員	住所	電話番号
33	グループホームうえまつ	グループホーム	18	森岡町二丁目 28	85-1141
34	グループホームさくらぎ庵	グループホーム	18	桜木町二丁目 230	85-6547
35	グループホームデイパーク大府	グループホーム	18	横根町箕手 94-3	85-3311
36	グループホーム南天	グループホーム	18	梶田町二丁目 70	87-7100

3 その他の高齢者施設

No.	事業所名	施設の種類	定員	住所	電話番号
1	ケアハウスデイパーク大府	軽費老人ホーム	30	横根町箕手 87-1	44-8294

4 障がい（児）者関係施設

障がい者相談支援センター

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大府市障がい者相談支援センター	江端町六丁目 13-1 ふれ愛サポートセンター内	48-3011

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業者

No.	事業所名	サービスの種類	住所	電話番号
1	特定相談支援事業所 みらい	計画相談支援／ 障害児相談支援	梶田町二丁目 123 番地	46-0787
2	発達支援センターおひさま	障害児相談支援	江端町六丁目 19	47-7834
3	こども相談支援はつね	障害児相談支援	吉川町五丁目 240	48-6371
4	発達支援センターみのり	障害児相談支援	森岡町八丁目 172-2	38-6050

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所

No.	事業所名	サービスの種類	定員	住所	電話番号
1	就職トレーニングセンター	就労移行支援／就労定着支援	16	共和町七丁目 83	85-6101
2	ベルサポート神田	就労継続支援（A型）	20	神田町七丁目 29	38-5294
3	あけびの実	就労継続支援（B型）	20	長草町新池 97	47-8807
4	障害者福祉施設サンサン大府	就労継続支援（B型）	39	半月町三丁目 287	46-6260
5	ライフサポートわかば・大府	就労継続支援（B型）	20	追分町一丁目 91	38-5777
6	ワーキングスペースおおぶ	就労継続支援（B型）／自立訓練	40	半月町三丁目 293	45-5575
7	みらいネクスト	就労継続支援（B型）	20	長草町田面 84-10	47-4777
8	就労継続支援B型事業所GEMS	就労継続支援（B型）	20	江端町六丁目 154	77-4614
9	スマイルらぼ大府	就労継続支援（B型）	20	中央町三丁目 72 番地 井村ビル 2階	48-8007
10	とこはぐ大府	就労継続支援（B型）	20	半月町三丁目 239-1	57-2888
11	あけび苑	就労継続支援（B型）／生活介護	40	江端町六丁目 9	48-3023
12	東あけび苑	就労継続支援（B型）／生活介護	40	横根町名高山 149-1	44-2522
13	ひだまり	生活介護	20	江端町六丁目 9	44-0193
14	たくと大府	生活介護	20	横根町名高山 78-2	85-7103
15	生活介護ぱすてる	生活介護	20	東新町一丁目 220	48-0020

No.	事業所名	サービスの種類	定員	住所	電話番号
16	かがやきテラス	生活介護	5	吉田町半ノ木 43	48-2880
17	デイサービスおいでん! 4丁目	生活介護	30	宮内町六丁目 273-1	57-1360
18	デイサービス アップルの丘	生活介護/自立訓練	28	横根町名高山 5-57	48-4811
19	あおぞらファミリークリニック	短期入所	7	吉田町半ノ木 45-1	85-1510
20	愛厚ホーム大府苑	短期入所	154	森岡町七丁目 408	48-3121
21	グループホームあしび	グループホーム	21	梶田町二丁目 98	44-8204
22	大府福祉会ホーム事業所「そら」	グループホーム	40	江端町六丁目 9	48-7576
23	地域生活支援センターりんく	グループホーム	30	江端町五丁目 179	46-2555
24	居住支援事業所キャンバス	グループホーム	14	横根町箕手 145-8	51-4915
25	スマイルあっとほーむ大府	グループホーム	40	共和町六丁目 215	74-6125
26	LUPINO	グループホーム	7	大府市東新町二丁目 222 番地	57-1726
27	発達支援センターおひさま	児童発達支援センター(児童発達 支援/保育所等訪問支援)	30	江端町六丁目 19	47-7834
28	発達支援センターみのり	児童発達支援センター(児童発達 支援/保育所等訪問支援)	12	森岡町八丁目 172-2	38-6050
29	リ・ハビリ初音	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス 保育所等訪問支援	10/5	吉川町五丁目 240	48-6371
30	わかばの杜・大府	放課後等デイサービス	10	半月町三丁目 179	45-4668
31	ちゅーぶ	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	森岡町二丁目 340 アネックス森岡Ⅲ103号	48-7055
32	わかばの杜・大府共和	放課後等デイサービス	10	追分町一丁目 91	85-1578
33	みらいビジョン大府	放課後等デイサービス	10	江端町三丁目 80-2	47-8822
34	フリースマイル大府	放課後等デイサービス	10	追分町二丁目 337	85-3110
35	のびすくジュニア共和校	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	共和町3-8 マリエ共和2階 2B号室	22-1670
36	フリースマイル北山町	放課後等デイサービス	10	北山町三丁目 67-50	57-9700
37	なないろテラス	児童発達支援/放課後等デイサー ビス	5	吉田町半ノ木 43	48-2880
38	フリースマイル森岡町	放課後等デイサービス	10	森岡町六丁目 114	57-2577
39	ルシエル江端	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	江端町四丁目 125	57-7811
40	プロッサムジュニア大府終山 教室	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	終山町四丁目 108	51-7798
41	ルシエル横根	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	横根町林新田 49-1	38-7272
42	and こころ大府	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	5	月見町一丁目 279	85-4804
43	児童発達支援事業所 あるこ	児童発達支援	10	東新町二丁目 222 番地 ユートピア東新2階	57-6841
44	S. I. C. KIDS 大府校	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	追分町一丁目 166	57-5561
45	おくるみ	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	東新町二丁目 172 番地 共和不動産ビル東館 2 階	74-5363
46	カメレオン	放課後等 ^ア サービス	10	月見町五丁目 224	67-4010
47	こどもサポート教室「きらり」 大府校	児童発達支援/放課後等 ^ア サービス	10	中央町六丁目 60	48-5333

地域活動支援センター

No.	事業所名	住所	電話番号
1	地域活動支援センターおおぶ	半月町三丁目 293	45-5820

居宅介護事業所

No.	事業所名	住所	電話番号
1	ヘルパーステーションさわやか愛知	共栄町二丁目 420-1	47-2893
2	ネットワーク大府指定訪問介護事業所	森岡町一丁目 30	85-7031
3	地域生活支援センター「そら」	江端町六丁目 9	48-7576
4	地域生活支援センター りんく	江端町五丁目 179	46-2555
5	ニチイケアセンター 大府	東新町一丁目 65	48-9721
6	ニチイケアセンター 南大府	月見町五丁目 192 NEWS1 201 号室	45-5718
7	訪問介護事業所れんげ草	梶田町二丁目 123	45-7227
8	ゆめケアサービス	江端町五丁目 131 カンパイン月見草 3F	47-4165
9	あした葉の花	若草町一丁目 1117	85-1561
10	みらい訪問介護ステーション大府	神田町六丁目 400-1	44-7123
11	あいヘルパーステーション 2	大府市月見町一丁目 279 番地 West Mt. Obu206	080-2374-3994
12	青空ヘルパーステーション	大府市江端町二丁目 80 番地 中西アパート 2 階	74-8883

日中一時支援事業所

No.	事業所名	住所	電話番号
1	たくと大府	横根町名高山 78-2	85-7103
2	リ・ハビリ初音	吉川町五丁目 240	48-6371
3	あおぞらファミリークリニック	吉田町半ノ木 45-1	85-1510

5 児童関係施設

No.	施設名	施設の種類	定員	運営主体	所在地	電話番号
1	大府児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	—	市	桃山町五丁目 180-1	46-1090
2	神田児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	—	市	横根町家下 131	48-8822
3	神田児童老人福祉センター 北崎分館	児童館・老人憩の家	—	市(指定管理)	神田町六丁目 388-1	46-0567
4	東山児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	—	市(指定管理)	追分町四丁目 1	44-8899
5	共和西児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	—	市(指定管理)	共和町七丁目 547	48-1200
6	吉田児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	—	市	吉田町五丁目 6	46-5220
7	石ヶ瀬児童老人福祉センター	児童館・老人憩の家	—	市	森岡町一丁目 83	44-4678
8	北山児童老人福祉センター (北山児童センター)	児童館	—	市	北山町三丁目 62	48-2771
9	共長児童センター	児童館	—	市	明成町一丁目 86	48-4121
10	子どもステーション	子育て支援センター	—	市	柗山町二丁目 24	44-4541
11	大府保育園	保育所	320	市	若草町三丁目 272	46-0078
12	桃山保育園	保育所	135	市	桃山町一丁目 273	47-7833

No.	施設名	施設の種 類	定員	運営主体	所 在 地	電話番号
13	柁山保育園	保育所	220	市	江端町六丁目 1-1	46-0590
14	北崎保育園	保育所	116	市	北崎町三丁目 410	46-0437
15	追分保育園	保育所	150	市	東新町六丁目 242	47-7822
16	荒池保育園	保育所	236	市	共和町荒池 26-4	48-2625
17	長草保育園	保育所	105	市	長草町坪井 23	46-2048
18	吉田保育園	保育所	176	市	馬池町二丁目 123	45-0045
19	若宮保育園	保育所	233	市	森岡町八丁目 120	46-4612
20	共和保育園	保育所	180	(福)東光会	共和町五丁目 183	46-3292
21	大府大和キッズ保育園	保育所	60	(学)大和学園	横根町平地 27-1	44-2611
22	大府大和共栄保育園	保育所	135	(福)大和社会福祉事業振興会	共栄町三丁目 10-1	57-2711
23	大府大和明成保育園	保育所	135	(福)大和社会福祉事業振興会	明成町二丁目 262	57-1237
24	そぴあ保育園 大府もりおか	保育所	23	(株)SOPHIA	森岡町六丁目 11	85-2292
25	アスク共和東保育園	保育所	205	(株)日本保育サービス	梶田町五丁目 111	46-2079
26	ビオーズよこね保育園	保育所	131	(福)真誠樹会	横根町狐山 110-1	43-2878
27	かんだ保育園	保育所	120	(福)みのむし学園	神田町二丁目 121	57-4775
28	そぴあ保育園 共和西	保育所	36	(株)SOPHIA	共西町四丁目 16	57-2881
29	そぴあ保育園 おいわけ	保育所	31	(株)SOPHIA	追分町一丁目 98	85-7312
30	ながねくすのき保育園	保育所	114	(福)明生会	長根町五丁目 145	57-0600
31	保育園さくらんぼ	小規模保育事業	19	(個)中嶋由美	若草町三丁目 139	47-1152
32	はな保育室きょうわ駅前	小規模保育事業	19	(株)パーソンズ	東新町三丁目 57	85-7710
33	保育園 COZY 大府駅南	小規模保育事業	19	(一社) COZY	月見町二丁目 2-2	48-0299
34	共和会たんぼぼ保育園	事業所内保育	19	(医)共和会 共和病院	梶田町二丁目 123	080-6968 -1157
35	認定こども園 ジーニアス幼稚園	認定こども園	310	(学)双峰学園	森岡町一丁目 3	44-1800
36	大東くちなしの花こども園	認定こども園	132	(学)前嶋学園	大東町四丁目 102	85-1377
37	パレットこども園	認定こども園	300	(学)前嶋学園	長草町前新切 9-1	44-7547
38	東山ガーデニアこども園	認定こども園	153	(福)真人舎	長根町一丁目 142	57-2310
39	石ヶ瀬保育園	認定こども園	102	(福)白帆会	大府町ウド 69-1	46-0100

※令和7年10月から、「児童老人福祉センター」の名称を「こども幸齢者交流センター」へ、「児童センター」の名称を「こども交流センター」へ、「子どもステーション」の名称を「こどもステーション」へ変更します。

市 内 の 福 祉 関 係 団 体

(令和7年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	社会福祉法人大府市社会福祉協議会	東新町一丁目 219	48-1805
2	大府市民生児童委員協議会	中央町五丁目 70 (地域福祉課内)	47-2111
3	大府市遺族会	中央町五丁目 70 (地域福祉課内)	47-2111
4	愛知県原水爆被災者の会 愛友会大府支部	中央町五丁目 70 (地域福祉課内)	47-2111
5	公益財団法人不老会大府・東浦地区	中央町五丁目 70 (地域福祉課内)	47-2111
6	大府市身体障がい者福祉協会	東新町一丁目 219 (社会福祉協議会内)	48-1805
7	ゴールデンクラブおおぶ	東新町一丁目 219 (社会福祉協議会内)	48-1805
8	大府市子ども会連絡協議会	中央町五丁目 70 (こども若者支援課内)	47-2111
9	大府市手をつなぐ育成会	東新町一丁目 219 (社会福祉協議会内)	48-1805
10	大府地域家族会かざぐるま会	大府町長根 72-11	47-2529

大 府 市 が 管 轄 す る 社 会 福 祉 法 人

(令和7年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	社会福祉法人大府市社会福祉協議会	東新町一丁目 219	48-1805
2	社会福祉法人大府福祉会	江端町六丁目 9	48-7576
3	社会福祉法人東光会	共和町五丁目 183	46-3292
4	社会福祉法人長福会	横根町箕手 87-1	44-8294
5	社会福祉法人ネットワークみやび	森岡町二丁目 28	85-1131
6	社会福祉法人憩の郷	半月町三丁目 293	45-5575

手 当 等 の 一 覧 表

(令和7年4月1日現在)

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支 給 月	所 管 課 名
敬老金 (市)・ 敬老祝い品 (県)	8月1日現在で以下に該当し、市内に居住する方 ・米寿 (数え 88 歳) ・白寿 (数え 99 歳) ・数え 100 歳以上	市 ・米寿 10,000 円 ・白寿及び数え 100 歳以上 30,000 円	8月	市・県・国の 制度 高齢障がい支援課
		県 数え 100 歳 記念品	9月	
老人の日記念品 (国)	大正 13 年 4 月 1 日から大正 14 年 3 月 31 日までの間に出生した者であって、令和 6 年 9 月 1 日現在において存命の方	国 お祝い状及び記念品	9月	
特別障害者手当 (20 歳以上) ※社会福祉施設 入所者、3 ヶ月以上 の長期入院者 を除く。 ※所得制限あり。	身体障がいと知的障がいを合併している者で常時特別の介護を必要とする方	A 月額 36,440 円	5月 8月 11月 2月	国の制度 高齢障がい支援課 ※ 左記金額には次の県特別障害者等手当を含む。 特別障害者手当 A 種 6,850 円 B 種 1,050 円 その他 A 種 6,900 円 B 種 1,150 円
	身体障がい又は知的障がいであって常時特別の介護を必要とする方	B 月額 30,640 円		
	精神障がい、肝臓又は血液疾患等で常時特別の介護を必要とする方	C 月額 29,590 円		
経過的福祉手当 (20 歳以上) ※社会福祉施設 入所者を除く。 ※所得制限あり。	従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方	A 月額 23,000 円		
		B 月額 17,250 円		
		C 月額 16,100 円		
障害児福祉手当 (20 歳未満) ※社会福祉施設 入所者を除く。 ※所得制限あり。	1 級の身体障がい児	A 月額 23,000 円		
	2 級の身体障がい児の一部 (常時介護が必要な者)	B 月額 17,250 円		
	IQ20 以下の知的障がい児	C 月額 16,100 円		
在宅重度障害者 手当 ※社会福祉施設 入所者、3 ヶ月以上 の長期入院者 を除く。	1 級～2 級の重度身体障がい者 IQ35 以下の知的障がい者 3 級の身体障がい者で IQ50 以下の合併症の方 ※65 歳以上で初めて障害者手帳を取得された方を除く。所得制限あり。	・1 種重度障がい者 月額 15,500 円 ・2 種重度障がい者 月額 6,750 円	4月 8月 12月	県の制度 高齢障がい支援課
心身障がい者 扶助料	①身体障がい者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③介護保険法の要介護 4・5 ④精神保健福祉手帳所持者 ※社会福祉施設入所者は除く。 ※重複受給は不可	・① 1 級～3 級 ② 全員 ③ 全員 ④ 1 級 月額 6,500 円 ・①及び②のうち福祉手当受給者 ④ 2 級 月額 4,300 円 ・① 4 級～6 級 ④ 3 級 月額 3,400 円	9月 3月	市の制度 高齢障がい支援課
特定疾病り患者 扶助料	県が定める特定疾患医療給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている方 ※心身障害者扶助料との重複受給は不可	月額 6,500 円	9月 3月	市の制度 高齢障がい支援課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支給月	所管課名
児童手当	高校卒業（18歳に達する年度の3月31日）までの児童を養育している方 ※申請の翌月分から対象、 所得制限なし	・0歳～3歳未満：15,000円 （第3子以降30,000円） ・3歳以上～高校生年代まで ：10,000円 （第3子以降30,000円）	2月 4月 6月 8月 10月 12月	国の制度 こども若者支援課
児童扶養手当	離婚等で父か母がいないか、父か母が重度の障がい（1～2級程度）などの状態にある18歳以下の児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護養育している方 ※申請の翌月分から対象、 所得制限あり	全部支給の場合 ・児童1人…46,690円 ・児童2人…57,720円 一部支給の場合 所得に応じて変動 ※監護養育する児童が1人増すごとに加算あり。	5月 7月 9月 11月 1月 3月	国の制度 こども若者支援課
特別児童扶養手当	重度又は中度の心身障がい児（20歳未満）を監護養育している方 ※申請の翌月分から支給、 所得制限あり	・1級（療育手帳A判定、身体障害者手帳1、2級程度） 月額 56,800円 ・2級（療育手帳B判定、身体障害者手帳3、4級（一部）程度） 月額 37,830円	4月 8月 11月	国の制度 高齢障がい支援課
愛知県遺児手当	県内に住所があり、離婚等で父か母がいないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 ※申請月から対象、 所得制限あり	児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4～5年目 月額2,175円 6年目以降 支給対象外 ※支給停止の期間も含む。 ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない。	5月 7月 9月 11月 1月 3月	県の制度 こども若者支援課
大府市遺児手当	市内に住所があり、離婚等で父か母がいないか、または、父か母が重度の障がいなどの状態にある18歳以下の児童を監護養育している方 ※申請月から対象、 所得制限あり。	児童1人につき月額3,500円 対象期間：申請開始から5年間 6年目以降 対象外 ※支給停止の期間も含む。 ※以前受給資格を喪失した方はこの限りでない。	5月 11月	市の制度 こども若者支援課
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	就職やスキルアップのため、事前に指定を受けた講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父で、下記要件をすべて満たす方 ・市内在住の20歳未満の児童を扶養している方 ・母子・父子自立支援プログラム策定等を受けている方 ・講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方 ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方 ※事前相談必要	【雇用保険非該当者】 対象講座の受講料の60%相当額（上限200,000円、下限12,001円） ※専門実践教育訓練給付金対象講座を受講する場合（上限400,000円×修業年数 最大1,600,000円）なお受講終了後1年以内に資格取得し、かつその資格を活かした就職等した場合は25%の追加支給あり 【雇用保険該当者】 上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額	受講終了後	国の制度 こども若者支援課

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支 給 月	所管課名
母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等	就職や転職のため、養成機関に6か月以上の通学をする母子家庭の母及び父子家庭の父で、下記要件をすべて満たす方 ・市内在住の20歳未満の児童を扶養している方 ・児童扶養手当受給者または本人所得が所得制限未満の方※所得水準超過1年以内であれば支給対象 ・適職に就くために対象資格を取得することが必要と認められる方 ・仕事(育児)と修学との両立が困難と認められる方 ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方 ※事前相談必要	・高等職業訓練促進給付金 全期間(上限48月) 住民税非課税世帯 月額 100,000円 住民税課税世帯 月額 70,500円 ※修学最終の12か月は月額 40,000円加算 ・高等職業訓練修了支援給付金(1回のみ) 住民税非課税世帯 50,000円 住民税課税世帯 25,000円	毎月 受講終了後	国の制度 こども若者支援課
災害見舞金	震災・風水害、火災、水難死亡事故等で災害を受けた方	・死亡見舞金 1級200,000円 2級100,000円 ・物損見舞金 1級160,000円 2級80,000円 3級30,000円	災害が発生したその都度	市の制度 地域福祉課
在日外国人福祉給付金	制度上無年金となっている外国人の高齢者及び重度心身障がい者	・高齢者 月額10,000円 ・障がい者 月額20,000円	9月 3月	市の制度 地域福祉課
災害弔慰金	自然災害により死亡した市民の遺族 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・死亡者が支給対象者の主たる生計者であった場合 5,000,000円 ・上記以外 2,500,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がい(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断当)を受けた市民 ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する自然災害が対象	・支給対象者が、負傷当時属する世帯の主たる生計者であった場合 2,500,000円 ・上記以外 1,250,000円	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課
被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方で、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない被災世帯	・基礎支援金 住宅の被害の程度(①全壊、②半壊解体・敷地被害解体、③大規模半壊、④中規模半壊いずれか)による。 ・加算支援金 基礎支援金に加え、住宅の再建方法(建設・購入、補修、賃借)により支給 ※両支援金とも複数世帯・単数世帯により金額の差異あり。	災害が発生したその都度	市・県・国の制度 地域福祉課

負 担 の 軽 減 等 一 覧 表

(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
所得税の軽減	<p>令和5年分所得税について</p> <p>障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除 270,000 円又は特別障害者控除 400,000 円が所得から控除</p> <p>障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除 270,000 円又は特別障害者控除 400,000 円が所得から控除 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として 350,000 円が所得から控除</p>	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、ねたきり老人及び戦傷病者のいる家庭	勤務先の事業所で年末調整又は半田税務署で所得税の確定申告（証明書の提出、手帳の提示）
地方税 (市民税県民税) の軽減	<p>令和7年度市民税県民税について</p> <p>障がい者は、自身の障がい程度により、障害者控除 260,000 円又は特別障害者控除 300,000 円が所得から控除。また、前年分の所得が 1,350,000 円以下の障がい者は、市民税県民税は非課税</p> <p>障がい者を扶養する方は、被扶養者の障がい程度により、障害者控除 260,000 円又は特別障害者控除 300,000 円が所得から控除</p> <p>同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者に該当し、かつ納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている場合は、同居の加算額として 230,000 円が所得から控除</p>	同上	<p>税務課で市民税県民税の申告（証明書の提出、手帳の提示）</p> <p>※上記所得税の軽減手続きを行っていれば、税務課での手続きは不要</p>
自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の減免	<p>一定の要件に該当する身体障がい者及び戦傷病者が自ら運転する自動車並びに重度の身体障がい者及び戦傷病者又は知的障がい者、精神障がい者のために当該障がい者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合（重度身体障がい者で年齢 18 歳未満の者、又は知的障がい者、精神障がい者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む。）における当該自動車の取得にかかる税が減免</p>	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者	名古屋東部県税事務所（手帳及び運転免許証の提示、本人及び運転者の住民票）

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
自動車税種別割及び軽自動車税種別割の減免	減免される要件 ①一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者が所有し、それらの者が運転する軽自動車の保有に係る税を減免 ②一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者が所有（年齢が18歳未満の重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にするものが所有する場合を含む。）し、それらの者と生計を一にする者又はそれらの者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は戦傷病者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車の保有にかかる税を減免	同上	【自動車税種別割の場合】 知多県税事務所 【軽自動車税種別割の場合】 税務課 ※手帳及び運転免許証の提示。 毎年5月末（休日及び祝祭日の場合はその翌日）の自動車税・軽自動車税種別割の納期限までに必要書類と共に申請が必要。
郵便料の免除	点字出版物郵便は無料	視覚障がい者	郵便局
福祉タクシー料金の助成券の交付	①重度障がい者に初乗料金を助成（自動車税の減免を受けている人と人工透析通院費助成者は除く。）するためのタクシー券を交付 年間24枚（リフト付きは年間12枚） ②要介護3・4・5認定者に、リフト付タクシー券を交付 年間24枚	重度身体障がい者 重度知的障がい者 要介護3・4・5認定者	高齢障がい支援課
タクシー初乗り料金の助成券の交付	市内在住かつ在宅の85歳以上の高齢者にタクシー初乗り料金の助成券を交付。 年間24枚	85歳以上の者	高齢障がい支援課
JR運賃の割引	割引率は5割 ①普通乗車券 第1種障がい者は単独又は介護者とともに、第2種障がい者は単独で乗車する場合（単独の場合は100kmを超える区間に限る） ②定期乗車券 第1種障がい者及び12歳未満の第2種障がい者が介護者とともに乗車する場合 ③回数乗車券、急行券 第1種障がい者が介護者とともに乗車する場合	身体障がい者 第1種・第2種 知的障がい者 第1種・第2種 精神障がい者 第1種・第2種	JR
JR無賃乗車船券類引換証（特急・急行券）の交付	交付枚数は、障がいの程度によって異なります。	特別項症から第4目症までの戦傷病者	JR

区 分	内 容	対 象 者	手 続 き
J R 定期運賃の割引	通勤定期運賃 3 割引 (通学定期は対象外)	児童扶養手当受給世帯	こども若者支援課で証明発行
私鉄運賃の割引	各私鉄で定める	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	各私鉄営業所
航空旅客運賃の割引	各航空会社で定める。	身体障がい者 知的障がい者等	各航空会社支店、営業所及び指定代理店
有料道路通行料金の割引	通勤、通学、通院等の日常活動のため有料道路を通行する場合 ①適用範囲…全都道府県 ②割引率…50%以内	(1) 自ら運転をする場合…身体障がい者 (障がい程度及び部位は問わない。) (2) 介護者が運転をする場合…第1種身体障がい者、第1種知的障がい者	高齢障がい支援課
NHK受信料の免除	全額免除 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税であること。 半額免除 ・視覚・聴覚障がい者及び1～2級の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳所持者及び第1款症(旧7項症)以上の戦傷病者が世帯主の場合(ただし、戦傷病者については県障がい援護課長が認める場合)	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 戦傷病者	高齢障がい支援課
身体障がい者用自動車改造費の補助	上肢、下肢、体幹機能障がい者が就労等のために自動車を運転する場合、その自動車の改造に要する経費を補助する。(※所得制限有) 限度額…100,000円	身体障がい者	高齢障がい支援課
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たした場合には、令和8年度分の対象住宅に係る固定資産税額の3分の1に相当する額を減額。工事完了後3か月以内に申告が必要 減額措置の適用は一回限り 《要件の概要》 ①1戸当たりのバリアフリー改修工事費の自己負担額が50万円超 ②申告時に、65歳以上の方、要介護・要支援者、障がい者のうち、いずれかに該当する方が居住していること。 ③浴室、便所の改修、手すりの設置、段差解消等の住宅改修工事が行われていること。 ④改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。 ⑤令和7年12月31日までに工事が完了していること。	住宅の持ち主	税務課

大 府 市 福 祉 年 表

(令和7年4月現在)

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
新憲法公布 福井地震 米よこせ運動	昭和 22 23 24	・児童福祉法 ・民生委員法 ・身体障害者福祉法			・半田保健所大府支所開設
朝鮮戦争(特需ブーム) 1,000円札登場 講和条約 第25回総選挙 自衛隊発足	25 26 27 28 29	・精神衛生法 ・新生活保護法 ・社会福祉事業法 ・戦傷病者戦没者遺族等 援護法 ・厚生年金保険法改正			・大府町社会福祉協議会発 足 ・大府保育所開所
神武景気 5,000円札登場 100円硬貨登場 なべ底不況始まる 10,000円札登場 伊勢湾台風	30 31 32 33 34	・国民健康保険法改正 ・国民年金法改正 ・児童権利宣言(国連)			・共和保育園開所 ・北崎保育園開所 ・半田保健所大府支所新築 移転
所得倍増計画 盲人用信号機初登場 インスタ食品ブーム サリドマイド障害 第30回総選挙 東京オリンピック開催	35 36 37 38 39	・精神薄弱者福祉法 ・身体障害者雇用促進法 ・児童扶養手当法 ・老人福祉法 ・母子福祉法(57.4～母 子及び寡婦福祉法) ・特別児童扶養手当法		・国民健康保険開始 ・第1回大府町敬老会開 催	・吉田保育園開所 ・大府町老人クラブ連合会 発足
ベトナム戦争本格化 戦後初の国債売り出し 厚生省イタイタイ病 公害認定 名古屋市人口200万 人超す	40 41 42 43 44	・母子保健法 ・ねたきり老人に対する老 人家庭奉仕員派遣制度	心身障害者コロニー開所		・長草保育園開所 ・肢体不自由児通園施設「 愛光園」開設(無認可) ・終山保育園開所 ・国立療養所「中部病院」 発足 ・大府児童センター開館 ・半田保健所大府支所廃止 ・向江児童公園オープン(初の 児童公園)
エキスポ70開催 大府市制 円の変動相場制移行 ドル・ショック 沖縄日本に返還 オイルショック 福祉元年 インフレ高進 戦後初のマイナス成長	45 46 47 48 49	・心身障害者対策基本法 ・在宅重度障害者訪問診 査事業 ・精神薄弱者の権利宣言 (国連) ・児童手当法 ・療養手帳制度 ・老人医療費無料化 ・年金制度改正(5万円 年金、物価スライドの導入)	・遺児手当制度 ・心身障害者扶養共済制 度 ・在宅重度障害者手当制 度 ・老人医療費公費負担制 度 ・老人居室整備資金貸付 制度 ・乳児医療費公費負担制 度 ・障害者医療費公費負担 制度	・家庭奉仕員派遣事業 ・災害見舞金支給制度 ・老人医療費公費負担制 度 ・心身障害者扶助料支給 制度 ・乳児医療費公費負担制 度 ・障害者医療費公費負担 制度 ・老人給食支給事業	・社会福祉事務所の設置 ・大府市保健センター設置 ・家庭児童相談室の設置 ・民生委員推薦会 ・児童センター運営委員会 ・若宮保育園開所 ・横根保育園開所 ・共和東保育園開所 ・社会福祉法人「仁至会」 ・愛光園開所(認可) ・白寿荘開館 ・共長保育園開所 ・共和保育園改築

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
戦後生まれ50%超す 不況ーサラ金悲劇続出 国際婦人年 戦後初の任期満了総選挙 200カイリ時代 国際児童年	50	・福祉手当支給省令 ・障害者の権利宣言（国連）	・母子家庭医療費公費負担制度	・遺児手当支給事業 ・福祉電話事業 ・寝具のクリーニング・乾燥事業 ・金婚者の祝い ・高額療養費支払資金貸付制度 ・母子家庭医療費公費負担制度 ・健康農園事業 ・精神薄弱者（児）補装具給付事業 ・入浴サービス事業	・大府学園開所 ・桃山保育園、追分保育園 ・米田保育園開所 ・老人趣味のクラブ発足 ・社会福祉法人大府市社会福祉協議会発足 ・荒池保育園開所 ・福祉の家開所 ・老人ホーム大府寮開所
	51				
	52				
	53				
54					
第二臨調（財政再建） 国際障害者年 日米貿易摩擦 東京集中	55	・ベビーホテル問題	・障害者在宅整備資金貸付制度	・児童育成クラブ事業	・福祉会館開館 ・半田保健所大府支所開所
	56	・児童福祉法改正	・戦傷病者医療費公費負担制度	・ねたきり老人短期保護事業	・大府福祉作業所の開所（～60.3）
	57			・戦傷病者医療費公費負担制度	・共長児童センター開館 ・大府市シルバー人材センター設立
	58	・老人保健法 ・国連障害者の十年～H4		・第1回大府市福祉展開催	・北山児童センター開館 ・新保健センター開所
59	・健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度）	・特定疾病り患者扶助料支給制度 ・人工透析通院費助成事業			
円高 地価の高騰 バブル景気 税制改革 改元	60	・年金制度改正（基礎年金導入等）		・「健康づくり都市」を宣言（62.3） ・ねたきり老人等理髪サービス事業	・あけび苑開所
	61	・老人保健法改正（老人保健施設）			・吉田児童老人福祉センター開館 ・石ヶ瀬会館開館 ・愛光園施設種別変更
	62	・社会福祉士及び介護福祉士 ・精神衛生法改正（名称は精神保健法）			
	63	・第二次国民健康づくり対策 ・高齢者保健福祉推進十か年戦略			
平成1					
統一ドイツ誕生 即位の礼 バブル経済崩壊 湾岸戦争 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生 地価下落始まる 高齢化率14%を超える 阪神・淡路大震災発生	2	・社会福祉八法改正	全国身体障害者スポーツ大会（ゆめピック愛知）	・老人訪問看護指導事業	・神田児童老人福祉センター開館
	3	・老人保健法改正（老人訪問看護制度）		・緊急通報装置設置	・小規模授産施設開所 ・市デイサービスセンター開所（10.1～） ・ネットワーク大府設立
	4	・福祉人材確保法 ・看護職員人材確保法		・心身障害者扶助料対象者拡大（5・6級）	・さわやか愛知設立
	5	・障害者対策に関する新長期計画		・リフォームヘルパー制度発足	・石ヶ瀬児童老人福祉センター開館
	6	・エンゼルプラン策定 ・新ゴールドプラン策定 ・精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設） ・被爆者援護法		・在宅福祉サービス一部社会福祉協議会へ委託 ・福祉タクシー等料金助成事業 ・住民助け合い活動事業補助金開始	・東あけび苑開所 ・長寿医療研究センター開所 ・小規模授産施設閉所 ・市介護支援センター開設
	7				
	8	・基礎年金番号の実施			

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
香港中国へ返還 社会保障構造改革 アジア通過危機	9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法改正 ・健康保健法等改正 (本人8割給付) ・臓器移植法成立 ・介護保険法成立 ・医療法改正 	全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック愛知・名古屋大会)	<ul style="list-style-type: none"> ・温水プール等利用料金助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・長草デイサービスセンター開所 ・長草介護支援センター開所 ・訪問看護ステーション開所 ・9.4長草保育園移転 ・子育て支援開始(長草) ・一時的保育開始(長草)
株価、円相場急激な下落 長野オリンピック	10	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防法成立 ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」成立 ・NPO(特定非営利活動促進法)法施行 	全国健康福祉祭愛知・名古屋大会(ねんりんピック'98愛知名古屋)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食サービス毎日配達 	<ul style="list-style-type: none"> ・東山児童老人福祉センター開館 ・デイパーク大府〔ケアハウス、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター〕開所
国際高齢者年 東海豪雨災害	11 12	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行 ・年金制度改正(給付総額の伸びの調整等) ・社会福祉事業法等の一部改正 ・児童虐待の防止に関する法律 		<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者扶助料対象者拡大(精神障害者) ・住民助け合い活動事業補助金1/2となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共和病院(介護療養型医療施設)開所(12.2) ・共和西児童老人福祉センター開館 ・北山老人憩の家開所 ・ワーキングスペースおおぶ開所 ・キャンパス開所 ・訪問看護ステーション開所 ・ルミナス大府〔訪問看護ステーション、老人保健施設、在宅介護支援センター〕開所 ・高齢者痴呆介護研究・研修大府センター開所
国際ボランティア年 米国中枢同時テロ	13		全国難聴者福祉大会 愛知大会(蒲郡)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害死亡見舞金改訂 ・住民助け合い活動事業補助金廃止 ・生活管理指導短期宿泊事業 ・家族介護購入用品券支給事業 ・子育て支援(虐待防止)連絡調整会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・13.2終山保育園移転 ・大府陶芸施設開所
日本人拉致を正式に北朝鮮が認めた	14	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬法 ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ・独立行政法人福祉医療機構法 ・健康増進法 		<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者関係の事務が県から委譲 ・精神障害者居宅介護等事業 ・精神障害者短期入所事業 ・精神障害者地域生活援助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模授産施設「ひだまり」開設
イラク戦争	15	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法 ・少子化社会対策基本法 ・新障害者プラン 		<ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止器具取付け事業 ・高齢者虐待防止連絡協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・大府市子どもステーション開設 ・身体障害者通所授産施設「サンサン大府」開所
	16	<ul style="list-style-type: none"> ・特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律 ・発達障害者支援法 ・食育基本法 		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止連絡協議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイパーク大府(特別養護老人ホーム)開所(16.9) ・大府学園閉園
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法 ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・介護保険法改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・高齢者虐待防止センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センターおひさま開所

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
	18	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策基本法 放課後子どもプラン 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者集いの場リーダー養成研修補助金 高齢者集いの場初期活動費助成事業 老人ホーム入所者生活補給金支給事業 介護者家族健康教室事業 地域生活支援事業(相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付事業・移動支援事業・地域活動支援センター・日中一時支援事業等) 障害児施設入所者負担軽減費支給開始 自立支援協議会設置 地域福祉推進会議設置 障がい福祉計画(第1期H18～H20) 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター閉所 地域包括支援センター開所 大府市福祉会館閉館 地域活動支援センターおおぶ開所 ルミナス大府(グループホーム)開所(18.4) グループホームわかくさ開所(18.4) 市デイサービスセンター、長草デイサービスセンター、北山老人憩の家指定管理委託開始(3年)
	19	<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律の改正 (3月31日)老人保健法廃止 日本年金機構法 厚生年金特例法 		<ul style="list-style-type: none"> 火災警報器取付け事業 要保護児童対策地域協議会設置 保育料第3子無料 	<ul style="list-style-type: none"> 大府児童老人福祉センター同分館開所 ニチイのほほえみ大府(グループホーム)開所(19.11) 19.4若宮保育園移転
	20	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度発足 定額給付金・子育て応援特別手当(～21.9) 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所協定締結(新規3施設)(20.3) 長寿社会懇話会設置 循環バス無料券(ふれあいバス70)交付 親子育成支援事業「ジョイジョイ」の開始 福祉避難所協定締結(10施設追加)(20.9) 	<ul style="list-style-type: none"> 知多地域成年後見センター設置
	21	<ul style="list-style-type: none"> 政権交代 子育て応援特別手当(21年度版)中止 		<ul style="list-style-type: none"> (仮称)ふれあい支援センター建設検討委員会設置 愛知県認知症地域資源活用モデル事業実施 認知症有病率調査 大府市障がい者雇用事業所連絡協議会設置 自立支援協議会による障がいと福祉研修会開催 障がい福祉計画(第2期H21～H23) 	<ul style="list-style-type: none"> 21.4共和東保育園舎改築 21.4市民活動支援センターコラビア開所 市デイサービスセンター、長草デイサービスセンター、北山老人憩の家指定管理委託更新(3年) 21.10 認知症介護研究・研修大府センターに若年性認知症コールセンターを設置 いこいの家(グループホーム)開所(21.9)
	22	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年子ども手当実施 父子家庭が児童扶養手当の対象に。(22.8) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律施行(22.10) 	<ul style="list-style-type: none"> あいち健康プラザ内にあいち介護予防支援センターを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画 次世代育成支援対策行動計画<後期> 介護予防実態調査分析支援事業実施 自立支援協議会による研修会「ずっとはたらきたい」開催 パラアートおおぶ開催 地域福祉計画(2010-2020) 	<ul style="list-style-type: none"> 共和東保育園指定管理委託開始(10年) 発達支援センターおひさま指定管理更新(10年) 大府西こどもの城保育園開所

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
(03.11) 東日本大震災	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法改正 (23.8) ・ 長寿医療センター内に認知症疾患医療センターを開設 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 23.4障がい者相談支援センターをスピカへ移設 (社協へ委託) ・ 自立支援協議会による研修会「明日からの歩み…障がいのある方の暮らしを中心として」開催 (23.10) ・ 「働く障がい者のための生活支援ガイド『わーくちやれんじ』」作成・配布 ・ 電力受給対策に伴う夏期緊急預かりサービスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23.4ふれ愛サポートセンター「スピカ」開所 ・ 23.4ケアホームくらら開所 ・ 23.5障がい者就職トレーニングセンター開所
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法) 施行 (24.10) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ スピカでの日中一時支援事業開始 (24.5) ・ 障がい福祉計画 (第3期 H24～H26) ・ 高齢者軽度生活援助事業 (ねこの手サービス)、いきいき幸齢者表彰、おおぶ安心カードの配布の開始 ・ 子育て短期支援事業 (ショートステイ) 開始 ・ 障がい者虐待防止センター設置 (24.10) ・ 障がい者雇用事業所連絡協議会・自立支援協議会合同研修会「働きやすい『会社』と『社会』のつくり方」開催 ・ 福祉・健康フェア30周年記念 (24.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアホームおれんち開所 (24.4) ・ あけびの実開所 (あけび苑から独立、拡張、24.4) ・ もりおか (特別養護老人ホーム、ショートステイ)、うえまつ (グループホーム) 開所 (24.4) ・ 市デイサービスセンター、長草デイサービスセンター、北山老人憩の家指定管理委託更新 (5年) ・ 包括支援センターを「高齢者相談支援センター」の別称で案内開始 ・ ベルサポート神田開所 (24.11) ・ 多機能型事業所ライム開所 (24.12) ・ 大府の郷 (特別養護老人ホーム、ヘルパーステーション、デイサービスセンター) 開所 (25.2)
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) 一部施行 (25.4) ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (障害者優先調達推進法) 施行 (25.4) ・ 災害対策基本法改正 (25.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅重度障害者手当の受給資格の変更 (3月以上継続入院者の資格喪失) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成医療事務が県から移譲 (25.4) ・ 障がい者等日常生活用具の見直し (品目追加、削除) (25.4) ・ 特殊寝台等貸与事業廃止 (25.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポート葵開所 (25.1) ・ 大府大和キッズ保育園開所 (25.4) ・ みらいサポート開所 (25.9)
(09.27) 御嶽山噴火	26			<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会による研修会「『行動障害』の特性と対応を学ぶ～行動障がいのある方の地域での暮らしを支えるために」開催 (26.1) ・ 在宅医療連携拠点推進事業 (県モデル事業) 開始 (26.1～27.3) ・ 地域見守り活動に関する包括協定締結 (新規17事業所) (26.1) ・ 福祉避難所協定締結 (10施設追加) (26.2) ・ パラアートおおぶ2014開催 (26.12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アース開所 (26.2) ・ みのてホーム (グループホーム) 開所 (26.5) ・ わかばの杜・大府開所 (26.5) ・ ほっぷ・すてっぷ大府開所 (26.9) ・ さくらぎ (グループホーム) 開所 (26.4)

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
	27	・生活困窮者自立支援法施行 (27.4)		<ul style="list-style-type: none"> ・大府市医療・介護ネットワーク「おぶちゃん連絡帳」開始 (27.2) ・大府市発達支援センターにて保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業を開始 (27.4) ・生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関を設置 (27.4) ・高齢者福祉計画 (第6期 H27～H29) ・障がい福祉計画 (第4期 H27～H29) ・大府市子ども・子育て支援事業計画 (H27～H31) ・包括的支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業、・認知症施策総合推進事業 (認知症地域支援推進員及び認知症連携嘱託医、認知症地域支援ネットワーク会議、認知症市民フォーラム開始) ・生活支援コーディネーター (第1層) を設置 ・「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり連携協定」三師会とエーザイ(株)と市の5者で締結 (27年9月3日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神田児童老人福祉センター北崎分館開館 (27.2) ・BFスタッフ開所 ・キュア北崎開所 (27.9) ・大府あおぞら有床クリニック開所 (27.10)
(04.16) 熊本地震	28	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 施行 (28.4)		<ul style="list-style-type: none"> ・おおぶあったか認知症安心支援ガイドの配布開始 ・認知症介護家族支援事業「認知症介護家族支援プログラム講座」開始 (隔年開催) 【6月補正】28年9月～30年2月 ・おおぶ・あったか認知症カフェ登録事業開始 (28.8～) ・「平和都市」を宣言 (28.9.27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・たくと大府開所 (28.4) ・わかばの杜・大府共和開所 (28.4) ・シェーネルボーネン開所 (28.8)
	29			<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護家族支援事業「認知症介護家族交流会」開始 ・介護予防・日常生活支援総合事業開始 (29年4月1日～) ・居室確保事業開始 ・大府市認定保育室の認定開始 ・大府市障がい児福祉計画策定 (H29～R2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 そびあ保育園おいわけ開園 (29.4) ・ばすてる開所 (29.7) ・北山老人憩の家を北山児童老人福祉センターとして、委託運営開始

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
(09.06) 北海道胆振東 部地震	30			<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画（第7期 H30～H32） ・障がい福祉計画（第5期 H30～H32） ・障がい児福祉計画（第1期 H30～H32） ・軽度・中等度難聴児支援事業開始（30.4） ・大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例施行（30.4） ・自立支援協議会に計画相談支援事業所連絡会を設置（30.4） ・市役所に手話通訳者を設置（30.5） ・認知症高齢者等事前登録制度及び大府市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を開始（30.6） ・「徘徊」を使用しない方針を決定 ・「大府市災害時要援護者支援制度」廃止（31.3） ・パラアートおおぶ2018開催（30.12） ・障がい者雇用事業所連絡協議会10周年記念講演会「寝たきり社長が語る「働き方」と「雇用」について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームダイパーク大府開所（30.4） ・発達支援センターみのり開所（30.10） ・認定こども園 ジーニアス幼稚園開園（30.4）
(05.01) 元号改定	31 令和1			<ul style="list-style-type: none"> ・「大府市被災者生活再建支援金支給要綱」施行（31.4） ・「大府市避難行動要支援者名簿に関する条例」施行（31.4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大府大和共栄保育園開園（31.4） ・石ヶ瀬保育園開園（31.4） ・そびあ保育園大府もりおか開園（31.4） ・認定こども園 大東くちなしの花保育園開園（31.4） ・小規模保育事業 保育園さくらんぼ開園（31.4） ・共和西児童老人福祉センターを指定管理委託（5年） ・北山児童遊園を廃止（31.4） ・特別養護老人ホームオーネスト尚武開所（31.4） ・みらいサポート行政処分（31.5） ・大府大和明成保育園開園（1.6） ・あけびの実移転（1.12）

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症国内発生 (2. 1. 15) ・新型コロナウイルス感染症県内発生 (2. 1. 26) ・新型コロナウイルス感染症市内発生 (2. 4. 19) 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の小中学校、高等学校、特別支援学校に一斉臨時休業を要請(2. 2. 28) ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出 (愛知県対象区域) (2. 4. 16-5. 14) ・国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を閣議決定 (2. 12. 8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の臨時休業を開始 (2. 3. 2-5. 31) ・新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言発出 (2. 4. 10-5. 26) ・新型コロナウイルス感染症愛知県(独自)緊急事態宣言発出 (2. 8. 6-8. 24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」開催 (2. 2) ・就職氷河期世代支援に係る市町村プラットフォームを設置 (2. 3) ・第2次地域福祉計画(2020-2030) ・大府市手話言語条例制定 (2. 4) ・個別給付型地域活動支援センター事業開始 (2. 4) ・喀痰吸引等研修支援事業実施 (R2) ・新型インフルエンザ等対策本部員会議開催 (2. 4) ・子ども家庭総合支援拠点設置 ・自宅待機する感染者等への買い物代行支援を開始 (2. 4. 13-5. 5. 7) ・知多保健所の要請を受け、自宅待機する感染者等へのパルスオキシメーター配送支援を開始 (2. 4. 13-5. 5. 7) ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給 (2. 5. 28～) ・臨時特別出産祝金支給 (2. 6～) ・国民健康保険税の減免制度を創設(新型コロナウイルス感染症の影響による収入減による2. 7. 1～R5. 3. 31) ・第2期大府市子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6) ・多胎児家庭支事業開始 ・大府市感染症対策条例を公布・施行 (2. 10. 1) ・「大府市都市公園条例の一部改正 公園の禁煙化」施行 (2. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大府市発達支援センターおひさまを指定管理委託 (10年) ・神田児童老人福祉センター北崎分館を指定管理委託 (10年) ・アスク共和東保育園開園(共和東保育園の民営化) (2. 4) ・ビオーズよこね保育園開園 (2. 4) ・東山ガーデニア保育園開園 (2. 4) ・かんだ保育園開園 (2. 4) ・そびあ保育園共和西開園 (2. 4) ・小規模保育事業 はな保育室きょうわ駅前開園 (2. 4) ・小規模保育事業 保育園 COZY大府駅南開園 (2. 4) ・パレットこども園開園(認定こども園化) (2. 4) ・かがやきテラス開所 (2. 5) ・ニチイケアセンター南大府開所 (2. 7) ・スマイルアットホーム大府開所 (2. 12) ・大府手話カフェサロン開催 (3. 3)

世	相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
		3	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出（愛知県対象区域）（3.1.14-2.28） 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出（愛知県対象区域）（3.5.12-6.20） 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出（愛知県対象区域）（3.8.27-9.30） コロナ克服・新時代のための経済対策を閣議決定（3.11.19） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置発出（3.1.14-2.28） 新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置発出（3.5.12-6.20） 新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置発出（3.8.27-9.30） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種開始（3.4～） 障害福祉サービス事業所等の指定事務、指導監査事務を県から移譲（3.4） おおぶ家庭で子育て応援クーポン交付事業を開始（3.4） 大府市養育費に関する公正証書作成費及び保証契約保証料補助金交付事業を開始（3.4） 重層的支援体制整備事業を開始（3.4） 大府市ひとり親家庭に対する住居費交付事業を開始（3.5） 新型コロナウイルスワクチンの個別接種を開始（3.5.24～） 大府市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）及び（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を支給 高齢者福祉計画（第8期）・認知症施策推進計画（第1期）（R3～R5） 障がい福祉計画（第6期 R3～R5） 障がい児福祉計画（第2期 R3～R5） 大府市障がい者コミュニケーション条例検討委員会開催（3.6） おくやみ窓口設置（3.7） 大府市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給（3.7～4.12） パラアートおおぶ2021開催（3.12） 大府市子育て世帯への臨時特別給付金を支給（3.12.13） 	<ul style="list-style-type: none"> Maison de sante開所（3.1） スマイルチャレンジ開所（3.6） 大府市社会福祉協議会の事業であった介護保険関連事業（大府市、長草両デイサービスセンターの運営と居宅介護支援事業所、ヘルパー事業所）を全て新指定管理者である特定非営利活動法人ネットワーク大府へ引継ぎ。（3.3）

世	相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を閣議決定(4.4.26) ・「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を閣議決定(4.10.28) 		<ul style="list-style-type: none"> ・大府市住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給(4.1.6～) ・大府市子どものための臨時特別給付金を支給(4.2.7～) ・大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例施行(4.4) ・大府市成年後見センター設置(4.4) ・大府市成年後見制度利用促進基本計画(R4～R8)の策定(4.4) ・大府市子ども医療費助成の対象拡大(18歳年度末まで) ・大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例施行(4.4) ・大府市アピアランスケア支援補助金を開始(4.4) ・まちなかパラアートおおぶの開催(4.4～) ・ウクライナ避難民人道支援一時金を支給(4.4.1～) ・令和4年度大府市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給(4.5.20～) ・大府市生活困窮者支援団体補助金を支給(4.7～6.3) ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給(4.9～5.3) ・「認知症サポーター養成2万人チャレンジ」の取組が「第11回健康寿命をのばそう！アワード」で「厚生労働大臣優秀賞」を受賞(4.11) ・ヤングケアラー支援アンケートの実施(4.12) ・大府市子育て世帯に対する生活応援特別給付金・愛知県子育て世帯臨時特別給付金・大府市子育て世帯臨時特別給付金を支給(4.11～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーセンター横根開所(4.4) ・大府市デイサービスセンター、長草デイサービスセンターの指定管理者が大府市社会福祉協議会から特定非営利活動法人ネットワーク大府へ変更(3年間) ・東山ガーデニアこども園開園(認定こども園化)(4.4) ・認定こども園 ジーニアス幼稚園類型変更(幼稚園型から幼保連携型へ変更)(4.4) ・そびあ保育園おいわけ開園(認可保育所化)(4.4) ・東山児童老人福祉センターを指定管理委託(5年間)

世	相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
		5	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」へ移行(5.5.8) 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定(5.11.2) 		<ul style="list-style-type: none"> 妊婦及び出生した子の養育者に大府市こども未来応援金を支給(5.1) 大府市新型コロナウイルス感染症対策記録誌発行(5.4) 大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例施行(5.4) 大府市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給(5.4) 大府市こども未来応援金の創設(5.4) 大府市子ども・若者支援地域協議会を大府市ひきこもり支援地域協議会に改称及び対象年齢を拡大(5.4) 世界自閉症啓発デーライトアップ(5.4) 障害児通所指定申請事務等を県から権限移譲(5.4) 大府市コミュニケーション支援者養成補助金を開始(5.4) 大府市難聴高齢者補聴器助成事業を開始(5.4) 子ども会事務局を市に移管(5.4) 大府市ひとり親家庭等学習塾利用助成事業開始(5.4) 大府市感染症対策本部閉鎖(5.5) 大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金を開始(5.6) 大府市低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金を開始(5.6) 大府市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度開始(5.7) 低所得世帯に対し、国の制度を活用して大府市低所得世帯生活支援特別給付金(3万円)を支給(5.7～) 大府市こどもどまんなか応援サポーター宣言(5.8) おおぶこども輝く未来応援八策の策定・推進(5.8～) 産前・産後サポーター派遣事業開始(5.10) わたしのさくら登録開始(5.10) ヤングケアラー支援アンケートの実施(5.12) 手話映画上映会の開催(5.12) ギャラリーparart(障がい者アート常設展示スペース)を開設(5.12) 大府市低所得世帯生活支援特別給付金(7万円追加給付)を支給(5.12～6.10) 	<ul style="list-style-type: none"> 横根・共長・吉田・米田保育園閉園(5.3) 大府あおぞら有床クリニック閉所(5.3) 吉田保育園開園(5.4) とこはぐ大府開所(5.4) みらい訪問介護ステーション大府開所(5.4) 共長児童センター館庭・駐車場整備(5.10)

世	相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
		6	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの定期接種開始 (6.10) ・「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定 (6.11.22) ・国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者証廃止 (6.12.2～猶予期間1年間) 		<ul style="list-style-type: none"> ・大府市住民税均等割課税世帯給付金 (10万円) を支給 (こども加算あり) (6.3～6.9) ・国民健康保険税の減免制度を拡充 (18歳以下のこどもに係る均等割を一律8割から一律9割に拡充) (6.4) ・全世代型サロンの運営費補助の拡充 (6.4) ・大府市老人クラブ連合会60周年 (6.4) ・介護職員初任者研修の受講費補助を開始 (6.4) ・障がい者等日常生活用具の非常用電源追加 (6.4) ・「こんにちは赤ちゃん訪問」の拡充 (生後8か月訪問を開始) (6.4) ・高齢者福祉計画 (第9期)・認知症施策推進計画 (第2期) (R6～R8) ・障がい福祉計画 (第7期 R6～R8) ・障がい児福祉計画 (第3期 R6～R8) ・高齢者タクシー料金助成事業開始 (85歳以上、在宅対象) (6.6) ・大府市乳児等通園支援制度 (こども誰でも通園制度) の試行的事業開始 (6.6) ・大府市法人間連携プラットフォーム設置 (6.7) ・モデル事業「大府放課後クラブにおける夏休み期間中の昼食提供」の実施 (6.7～8) ・令和6年度住民税非課税世帯等給付金 (10万円) を支給 (こども加算あり) (6.7～6.12) ・移動支援モデル事業「買い物送迎サポート定期便」を北崎地区で開始 (6.8) ・市独自「認知症ヘルプマーク」の制作・配布 (6.9) ・大府もの忘れ検診の開始 (6.10) ・終活支援事業「さくらplus」の開始 (6.10) ・新型コロナワクチン定期接種費補助開始 (6.10) ・健康でいられる地域・まちづくり表彰 (官民連携分野) 優秀賞受賞 (ゴールデンクラブおおぶの取組) (6.10) ・テレビドラマ『忘れっぽいハムレット』の制作・全国放送 (6.11) ・おおぶ生き生き幸齢者応援八策の策定・推進 (6.11～) ・パラアートおおぶ2024開催 (6.12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者内保育事業 共和会たんぽぽ保育園開園 (6.3) ・保健センター内に「こども家庭センター」オープン (6.4) ・ライムぶらす (地域活動支援センターおおぶplus、エスコートおおぶ plus) 開所 (6.5) ・病児保育室ぞうさん閉所 (6.10) ・病児保育室どんぐり開所 (6.11)

世 相	年	国	県	市制度・事業	市内福祉施設・その他
	7 (3月 まで)			<ul style="list-style-type: none"> ・大府市地域支え合い活動推進団体支援補助金を支給(6.12~7.3) ・住民税非課税世帯生活支援給付金(3万円)を支給(こども加算あり)(7.1~) ・愛知県のヤングケアラー支援モデル事業の受託終了(7.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大府児童老人福祉センターに木質空間「もくもく(MOKU MOKU)」が誕生(7.3) ・大府市デイサービスセンター閉所(7.3) ・院内保育所トコトコ閉所(7.3)

